

第3期

海陽町子ども・子育て支援事業計画

～子どもに夢を、子育てにやさしいまちを目指して～

徳島県 海陽町
令和7年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 策定の方法	4
第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況	6
1. 少子化の動向	6
2. 家庭や地域の状況	9
3. 子育て支援サービスの状況	11
4. 将来推計人口	13
5. 教育・保育の状況	14
6. 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
7. ニーズ調査結果	21
第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 目指す姿	39
2. 基本理念	39
3. 基本的な視点	40
4. 基本目標	41
5. 施策の体系	43
第4章 施策の展開	45
1. 基本施策と取り組み・事業	45
第5章 量の見込みと提供体制	60
1. 提供区域の設定	60
2. 量の見込みと確保方策	61
第6章 計画の推進に向けて	74
1. 推進体制	74
2. 計画の広報・啓発	74
3. PDCA サイクルによる推進・管理体制	74

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は80万人を下回って統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流・交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代や子どもに深刻な影響をもたらし、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

こうした状況を踏まえ、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

海陽町（以下、「本町」という。）においては、令和2年3月に「第2期海陽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備を推進してきました。前回計画が令和6年度で満了となることから、新たな課題である子どもの貧困対策や次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援する考えを盛り込み、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の視点から子ども・子育てに関する施策を見つめ直し、昨今の社会情勢に応じたさまざまな課題に対応する「第3期海陽町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定するもので、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定めるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村行動計画」としても位置付け、子育てを取り巻く環境の改善等、次世代育成支援対策の主要な事業を掲げます。

加えて、本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」としても位置付け、国及び都道府県が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策を定め、施策を掲げます。

なお、本計画は本市の上位計画である「海陽町総合計画」やその他個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）

第十条

二 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和 6 年度までの第 2 期計画を引き継ぎ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年を計画期間とします。

(年度)									
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
第2期海陽町子ども・子育て支援事業計画									
			見直し・検証		第3期海陽町子ども・子育て支援事業計画				

4. 策定の方法

(1) 調査の実施

本計画を策定するにあたり令和6(2024)年1月、「第3期海陽町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

- 調査地域：本町全域
- 調査対象者：本町内在住の「就学前児童・小学1～6年生」がいる世帯・保護者
- 調査期間：令和6年1月17日(水)～1月31日(水)
- 調査方法：就学前児童…郵送による配布・回収及び保育園を通じた直接配付・回収
小学生…小学校を通じた直接配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	221件	146件	66.0%
小学生児童	268件	210件	78.3%
合計	489件	356件	72.8%

(2) 策定体制

本計画の策定にあたり、住民・関係団体・有識者からなる「海陽町子ども・子育て会議」を開催し、本町の子育てのあり方について協議しました。

(3) パブリックコメント

令和7(2025)年2月に、本計画素案の立案に際してパブリックコメントを実施し、住民の皆さまからのご意見を反映しました。

第2章

子どもや子育て家庭を取り巻く状況

第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

1. 少子化の動向

(1) 総人口及び児童人口の推移

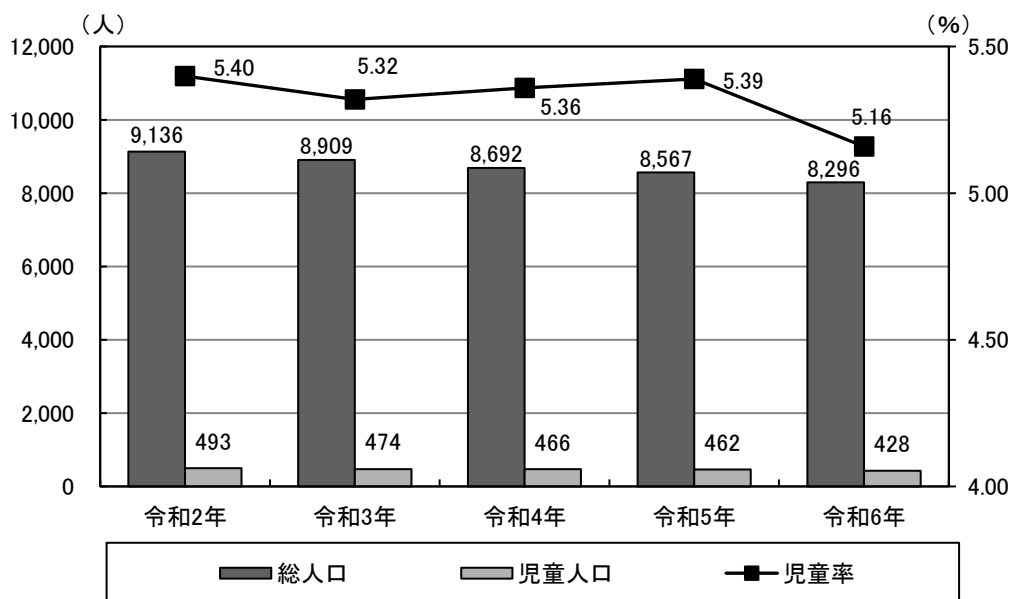
総人口及び児童人口をみると、年々減少が続いており、令和6年で総人口が8,296人、児童人口（0歳～11歳）が428人となっています。

また、総人口に占める児童人口（0歳～11歳）の割合も5.16%と、令和2年に比べ0.24%低下しています。

【総人口及び児童人口の推移】

単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	9,136	8,909	8,692	8,567	8,296
児童人口	493	474	466	462	428
児童人口割合	5.40%	5.32%	5.36%	5.39%	5.16%



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 年齢3区分人口の推移及び人口比の推移

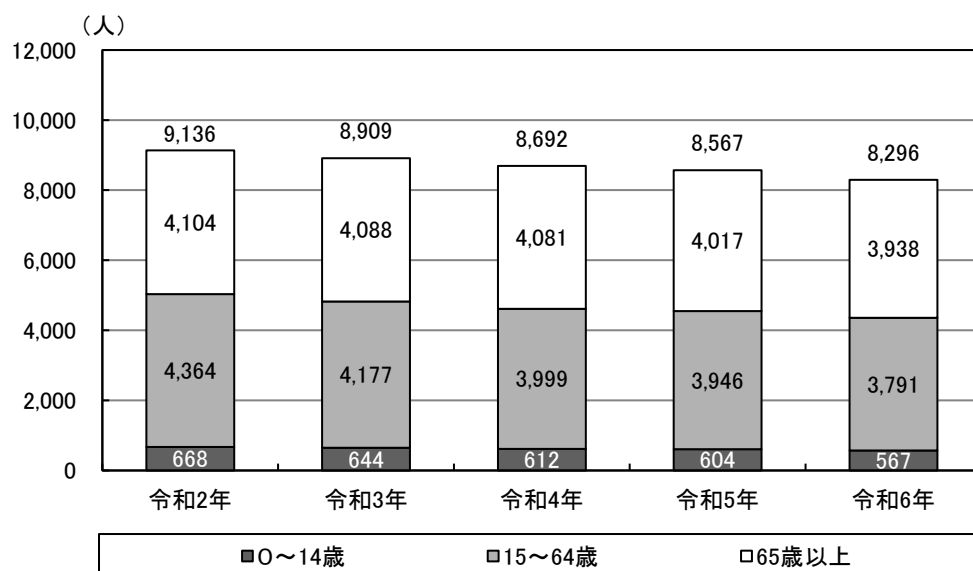
年齢3区分の人口をみると、令和6年で0歳～14歳の年少人口は567人、15歳～64歳の生産年齢人口は3,791人と減少しています。65歳以上の人口は令和4年までは横ばいに推移していましたが、令和6年では3,938人と減少しています。

また、人口比からは、0歳～14歳及び15歳～64歳の人口比が減少している一方、65歳以上の人口比は増加しており、少子高齢化が進行していることが窺えます。

【年齢3区分人口の推移の推移】

単位：人

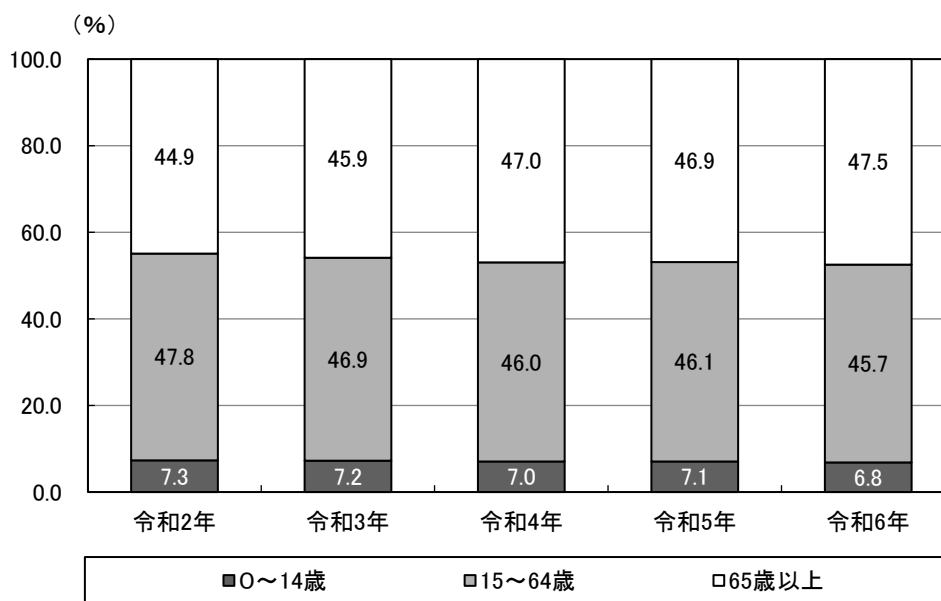
区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳～14歳	668	644	612	604	567
15歳～64歳	4,364	4,177	3,999	3,946	3,791
65歳以上	4,104	4,088	4,081	4,017	3,938



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

【人口比の推移】

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳～14歳	7.3%	7.2%	7.0%	7.1%	6.8%
15歳～64歳	47.8%	46.9%	46.0%	46.1%	45.7%
65歳以上	44.9%	45.9%	47.0%	46.9%	47.5%



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

（3）出生数の推移

出生数をみると、増減を繰り返しており、令和5年度で22人となっています。

【出生数の推移】

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	30	26	35	27	22
男	18	10	16	14	12
女	12	16	19	13	10

資料：住民基本台帳

2. 家庭や地域の状況

(1) 世帯の状況

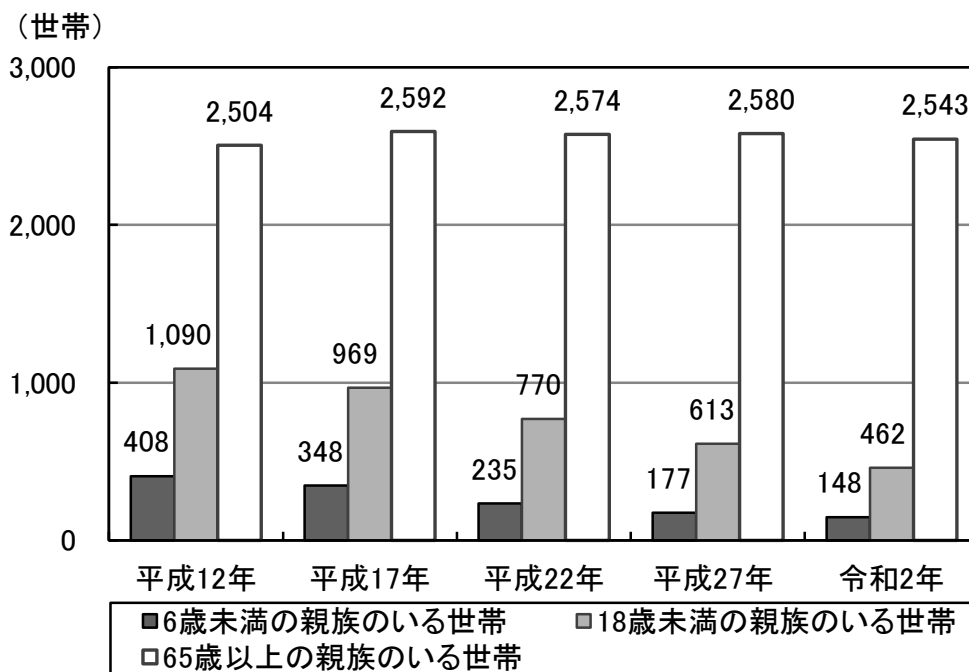
世帯数をみると、平成12年から減少が続き、令和2年には4,018世帯となっています。

また、6歳未満の親族のいる世帯及び18歳未満の親族のいる世帯は大きく減少している一方、65歳以上の親族のいる世帯は、横ばい傾向となっています。

【世帯の状況】

単位：世帯

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	4,717	4,677	4,464	4,186	4,018
単独世帯	1,258	1,329	1,377	1,454	1,540
核家族世帯	2,625	2,639	2,516	2,263	2,096
6歳未満の親族のいる世帯	408	348	235	177	148
18歳未満の親族のいる世帯	1,090	969	770	613	462
65歳以上の親族のいる世帯	2,504	2,592	2,574	2,580	2,543



資料：国勢調査

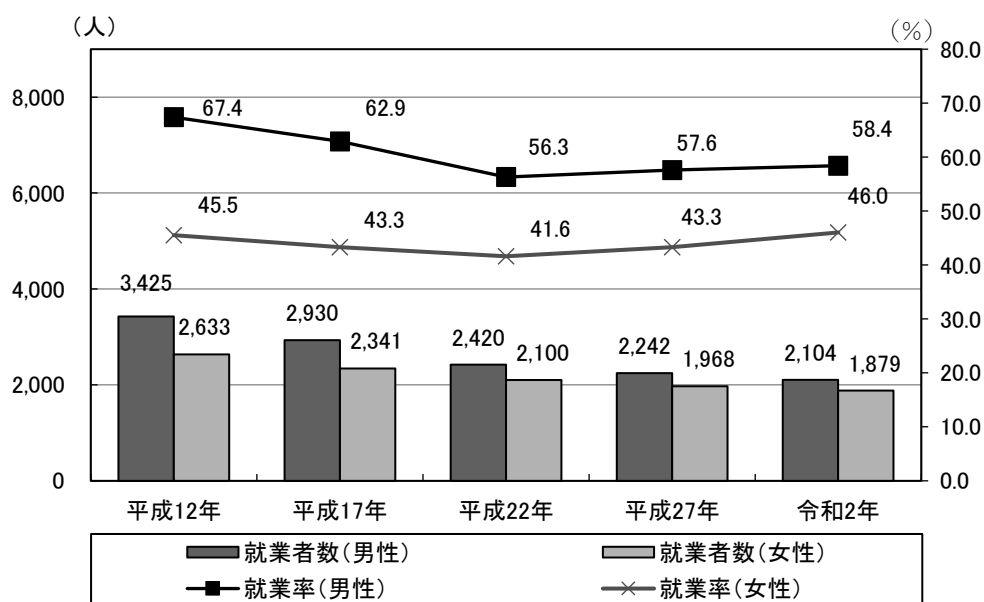
(2) 就労状況

就業者数は年々減少しており、令和2年で男性が2,104人、女性が1,879人となっています。しかし就業率でみると、平成22年で男性が56.3%、女性が41.6%に対し、令和2年で男性が58.4%、女性が46.0%と増加しています。

【就業者数・就業率の推移】

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性 (15歳以上)	就業者数	3,425	2,930	2,420	2,242	2,104
	就業率	67.4%	62.9%	56.3%	57.6%	58.4%
女性 (15歳以上)	就業者数	2,633	2,341	2,100	1,968	1,879
	就業率	45.5%	43.3%	41.6%	43.3%	46.0%

※就業率：15歳以上の人口に占める就業者の割合。



資料：国勢調査

3. 子育て支援サービスの状況

(1) 保育所の状況

現在、本町には公立保育所が3カ所、私立保育所が1カ所あります。

【各保育所利用者数の推移】

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公 立	海南保育所	31	21	23	22	23
	定員数	75	75	75	75	75
	海部西保育所	24	25	24	29	25
	定員数	45	45	45	45	45
	穴喰保育所	50	50	48	54	48
	定員数	60	50	50	50	50
私 立	二葉保育園	56	53	52	49	39
	定員数	50	50	50	50	50

資料：子どもあゆみ保健課 各年4月1日現在

【年齢別利用者数の推移】

単位：人

年 齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	2	3	5	3	4
1歳児	32	28	24	35	17
2歳児	30	34	34	27	37
3歳児	37	31	33	39	28
4歳児	28	22	27	24	27
5歳児	32	31	24	26	22
合計	161	149	147	154	135

資料：子どもあゆみ保健課 各年4月1日現在

【各保育所のサービス内容等】

区 分	定員	入所年齢	保育時間	備考
海南保育所	75名	1歳～3歳	7:30～17:30	
海部西保育所	45名	10ヶ月～5歳	7:30～17:30	
穴喰保育所	50名	6ヶ月～5歳	7:00～18:30	一時保育・延長保育
二葉保育園	50名	10ヶ月～5歳	7:30～18:00	一時保育

(2) 幼稚園の状況

本町には幼稚園が1カ所あり、園児数は減少傾向にあります。

【幼稚園利用者数の推移】

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
海陽幼稚園	24	22	19	17	23

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(3) 小学校・中学校の状況

本町には小学校が3カ所、中学校が2カ所ありますが、児童数・生徒数は減少傾向にあります。

【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学生児童数	274	271	266	264	251
中学生生徒数	176	172	151	146	139

資料：教育委員会 各年5月1日現在

4. 将来推計人口

(1) 将来推計0～17歳人口の状況

■0～17歳人口の将来推計人口

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	24	23	22	21	20
1歳	23	25	24	23	22
2歳	20	22	24	23	22
3歳	39	21	23	25	24
4歳	28	38	20	22	24
5歳	39	29	40	21	23
6歳	35	40	29	40	22
7歳	33	35	40	30	40
8歳	39	33	35	39	30
9歳	39	40	33	36	40
10歳	53	39	40	34	36
11歳	35	54	40	41	35
12歳	52	36	55	40	41
13歳	52	52	36	54	40
14歳	46	50	50	35	53
15歳	40	46	51	51	35
16歳	52	40	46	50	50
17歳	50	51	40	45	50
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～5歳 (就学前)	173	158	153	135	135
6～11歳 (小学生)	234	241	217	220	203
12～17歳 (中・高校生)	292	275	278	275	269
小計	699	674	648	630	607

資料：コーホート変化率法による人口推計

5. 教育・保育の状況

(1) 1号認定

1号認定について、第2期計画期間ではいずれの年度も実績が見込を下回って推移しています。令和5（2023）年度では、見込み9人に対し、実績が2人となっています。

【1号認定】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	11	9	9	9
② 実績	6	2	0	2
② - ①	▲5	▲7	▲9	▲7

(2) 2号認定（教育ニーズ）

2号認定について、第2期計画期間ではいずれの年度も実績が見込を下回って推移しています。令和5（2023）年度では、見込み21人に対し、実績が15人となっています。

【2号認定（教育ニーズ）】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①見込み	27	21	22	21
② 実績	18	20	19	15
② - ①	▲9	▲1	▲3	▲6

(3) 2号認定（保育ニーズ）

2号認定（保育ニーズ）について、第2期計画期間では、令和2年度を除き、実績が見込を上回って、もしくは均衡して推移しています。令和5（2023）年度では見込みが78人に対し、実績が87人となっています。

【2号認定（保育ニーズ）】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①見込み	100	78	82	78
② 実績	96	86	82	87
② - ①	▲4	8	0	9

(4) 3号認定(0歳)

3号認定(0歳)について、第2期計画期間では、実績が見込と均衡して、推移しています。令和5(2023)年度では見込みが16人に対し、実績が12人となっています。

【3号認定(0歳)】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	19	18	17	16
② 実績	16	16	22	12
② - ①	▲3	▲2	5	▲4

(5) 3号認定(1~2歳)

3号認定(1~2歳)について、第2期計画期間では、令和2年度は実績が見込を上回っており、令和3・4年度は実績が見込を下回って推移しています。令和5(2023)年度では見込みが57人に対し、実績が60人となっています。

【3号認定(1~2歳)】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	58	67	60	57
② 実績	59	61	58	60
② - ①	1	▲6	▲2	3

6. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業について、第2期計画に沿って1か所設置し、支援を継続しています。

【利用者支援事業】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
② 実績	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、令和2年度時点の実績は見込みを下回りましたが、徐々に利用者が増加し、令和4年度からは実績が見込みを上回りました。

【地域子育て支援拠点事業】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	1,260	1,260	1,260	1,260
② 実績	907	1,071	1,299	1,436
② - ①	▲353	▲189	39	176

(3) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）について、第2期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。令和5年度では見込みが3,833人に対して実績が2,644人となっています。

【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	4,879	3,833	3,988	3,833
② 実績	3,382	2,538	3,623	2,644
② - ①	▲1,497	▲1,295	▲365	▲1,189

(4) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

一時預かり事業（幼稚園型以外）について、第2期計画期間では、令和4年度のみ実績が見込みを上回りましたが、他は実績が見込みを下回って推移しています。令和5年度では見込みが76人に対して実績が62人となっています。

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	89	82	80	76
② 実績	6	49	98	62
② - ①	▲83	▲33	18	▲14

(5) トワイライトステイ事業

トワイライトステイ事業について、第2期計画期間では、いずれの年度も見込みが1人に対し実績が0人で推移しています。

【トワイライトステイ事業】

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	1	1	1	1
② 実績	0	0	0	0
② - ①	▲1	▲1	▲1	▲1

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、第2期計画期間では令和3年度以外、出生数の減少に伴い実績が見込を下回って推移しています。令和5年度では見込みが28人に対し、実績が23人となっています。

対象世帯には100%の実施率を継続できています。

【乳児家庭全戸訪問事業】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	32	31	29	28
② 実績	28	32	23	23
② - ①	▲4	1	▲6	▲5

(7) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業について、第2期計画期間、令和3年度以降はいずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。令和5年度では見込み10人に対し、対象者の減少に伴い実績6人となっています。

【養育支援訪問事業】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	10	10	10	10
② 実績	10	6	4	6
② - ①	0	▲4	▲6	▲4

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業について、第2期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを上回って推移しています。令和5年度では当初見込みが39人、中間見直しによる見込みが100人に対し、実績が166人となっています。

【ファミリー・サポート・センター事業】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	43	41	41	100
② 実績	74	58	88	166
② - ①	31	17.	47	66

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、第2期計画期間では、令和2・3年度には実績がありませんでしたが、令和5年度では見込みが16人に対し実績が12人となっています。

【子育て短期支援事業】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	19	18	17	16
② 実績	0	0	10	12
② - ①	▲19	▲18	▲7	▲4

(10) 延長保育事業

延長保育事業について、第2期計画期間では、令和4年度以外の年度において、実績が見込みを下回っています。

【延長保育事業】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	12	11	11	11
② 実績	6	6	13	7
② - ①	▲6	▲5	2	▲4

(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業について、第2期計画期間では、令和4年度まで実績がありませんでしたが、令和5年度では、10月よりファミリー・サポート・センターによる病児病後児預かりサポート事業実施により、見込みが1人に対し、実績が13人となっています。

【病児・病後児保育事業】

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	1	1	1	1
② 実績	0	0	0	13
② - ①	▲1	▲1	▲1	12

(12) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）について、事業を実施していないため、実績はありません。放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとしては、放課後子ども教室を実施しています。

【放課後児童クラブ】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	0	0	0	0
② 実績	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0

(13) 妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査事業について、第2期計画期間はいずれの年度においても、妊娠届出数の減少に伴い実績が見込みを下回っています。令和5年度では見込みが392人に対し、実績が227人となっています。

【妊婦一般健康診査事業】

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 見込み	448	434	406	392
② 実績	321	409	318	227
② - ①	▲127	▲25	▲88	▲165

7. ニーズ調査結果

(1) 調査の実施

本計画を策定するにあたり、令和6年1月「第3期海陽町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

- 調査地域：本町全域
- 調査対象者：本町内在住の「就学前児童・小学1～6年生」がいる世帯・保護者
- 調査期間：令和6年1月17日（水）～1月31日（水）
- 調査方法：就学前児童…郵送による配布・回収及び保育園を通じた直接配付・回収
小学生…小学校を通じた直接配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	221件	146件	66.0%
小学生児童	268件	210件	78.3%
合計	489件	356件	72.8%

【参考:前回調査】平成31年1月

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
合計	600件	411件	68.5%

(2) 調査結果

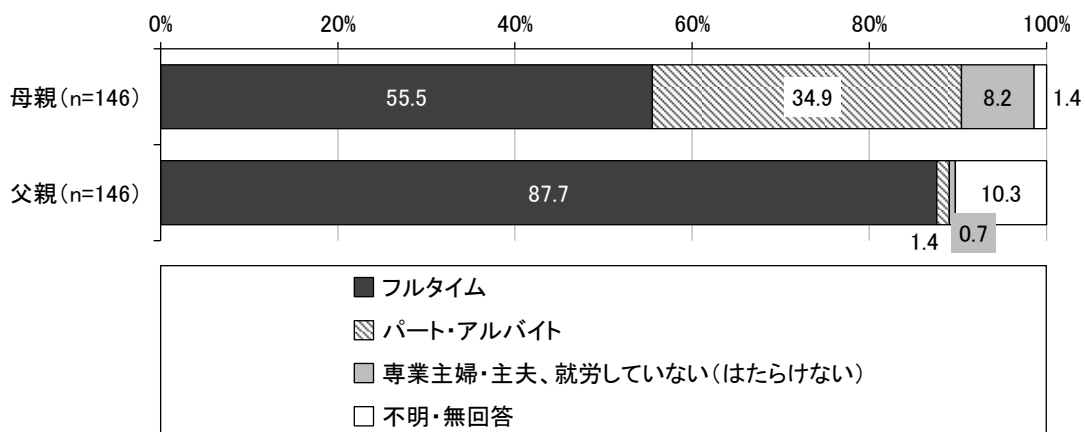
■保護者の就労状況について（就学前児童／小学生児童）

現在の保護者の就労状況は、就学前児童・小学生児童ともに母親は「フルタイム」がそれぞれ55.5%、48.1%と最も高く、次いで「パートタイム」がそれぞれ34.9%、38.6%となっています。父親は「フルタイム」がそれぞれ87.7%、83.8%と最も高くなっています。

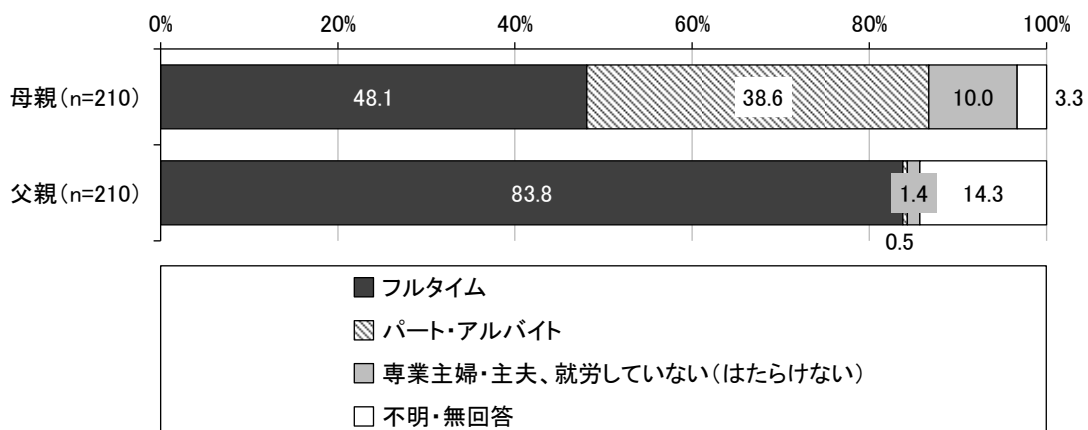
平成31年実施の前回調査と比較し、就学前児童の母親の就労率（フルタイム、パート・アルバイトの合計）が76.4%→90.4%（+14%）と高まっています。

【保護者の就労状況】

（就学前）

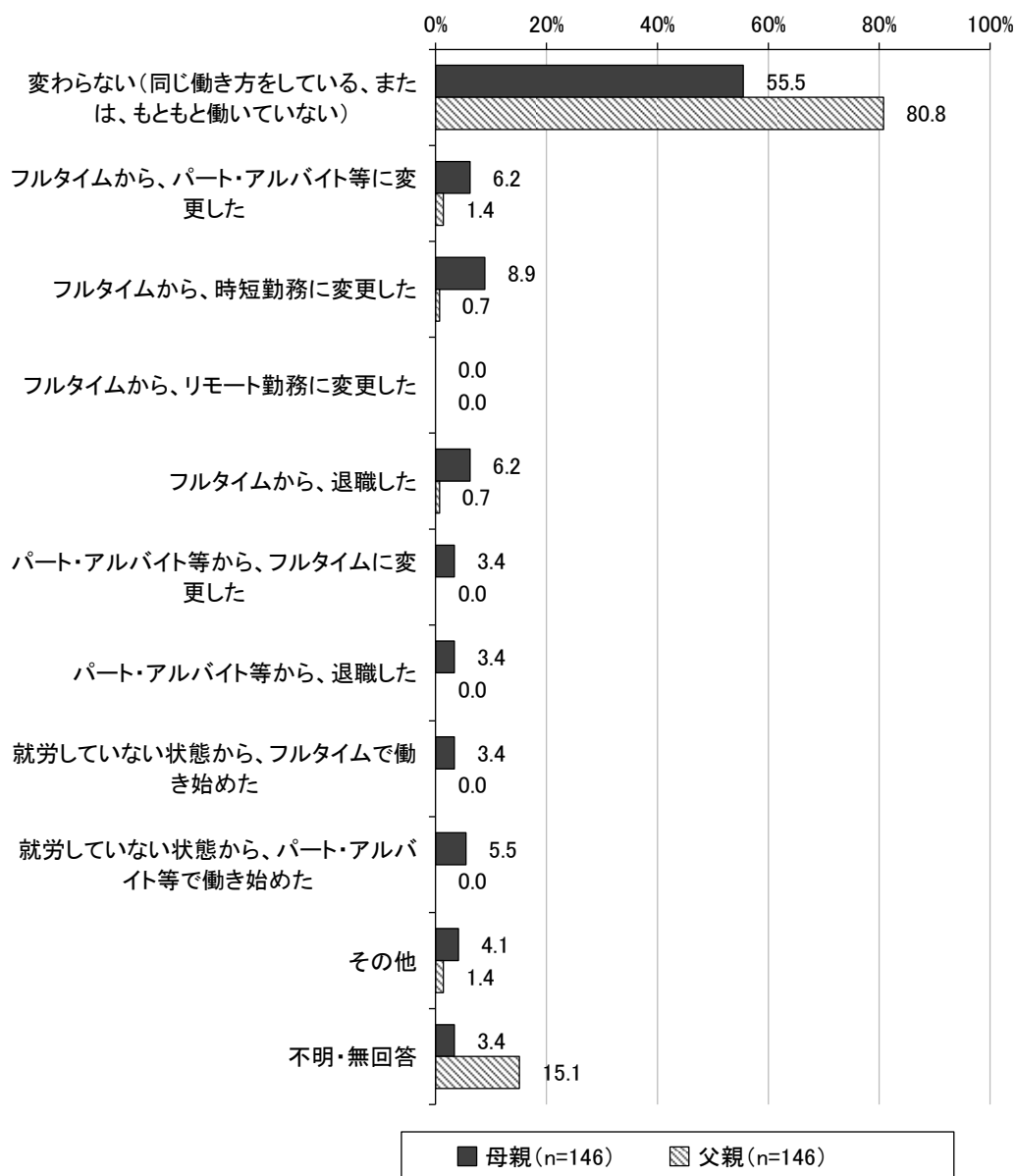


（小学生）



妊娠・出産を理由とした働き方の変化について、父親の「変わらない」80.8%に対し、母親はフルタイムから「時短勤務に変更した」8.9%、「パート・アルバイト等に変更した」「退職した」同率 6.2%と、変化がみられます。

【妊娠・出産を理由とした働き方の変化】

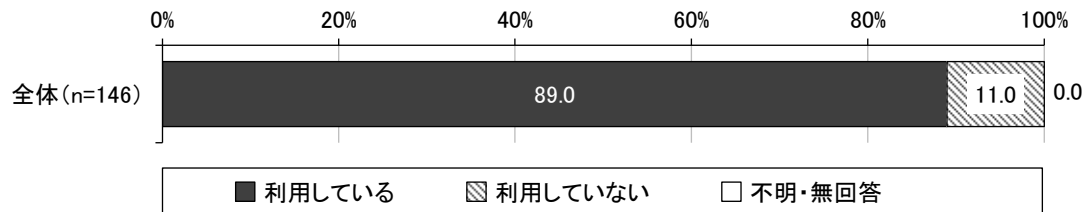


■幼稚園・保育園などの利用状況について（就学前児童）

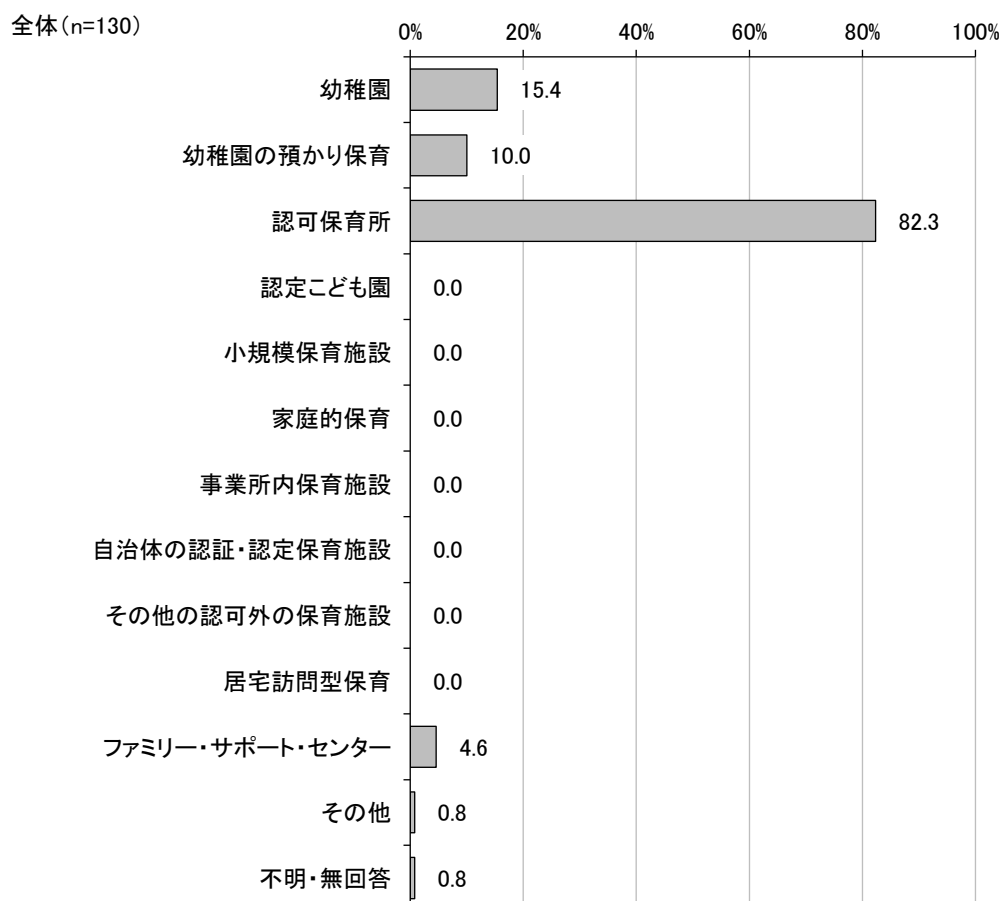
幼稚園や保育園などの利用状況は、「利用している」が89.0%、「利用していない」が11.0%となっています。

また、利用しているサービスについては、「認可保育所」が82.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が15.4%、「幼稚園の預かり保育」が10.0%となっています。

【幼稚園・保育園などの利用状況】



【利用状況の内訳】

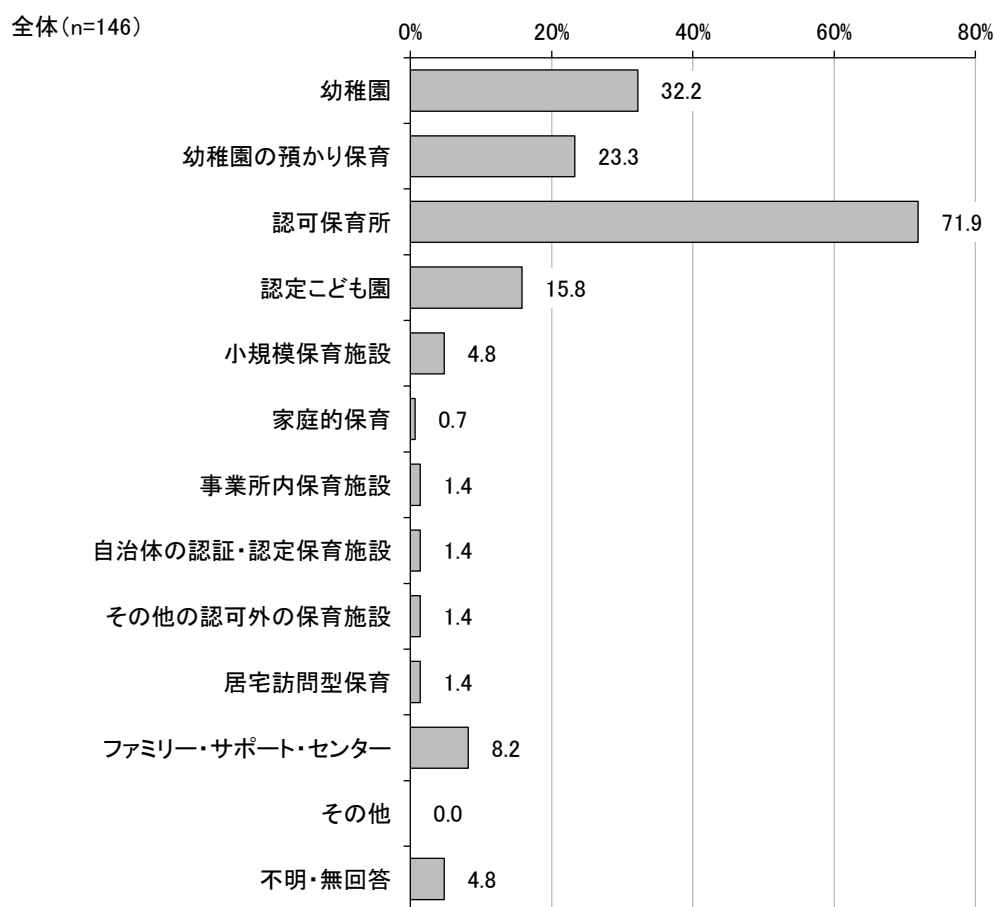


小学校入学までの間に定期的にご利用したいと考えるサービスは、「認可保育所」が71.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が32.2%、「幼稚園の預かり保育」が23.3%となっています。

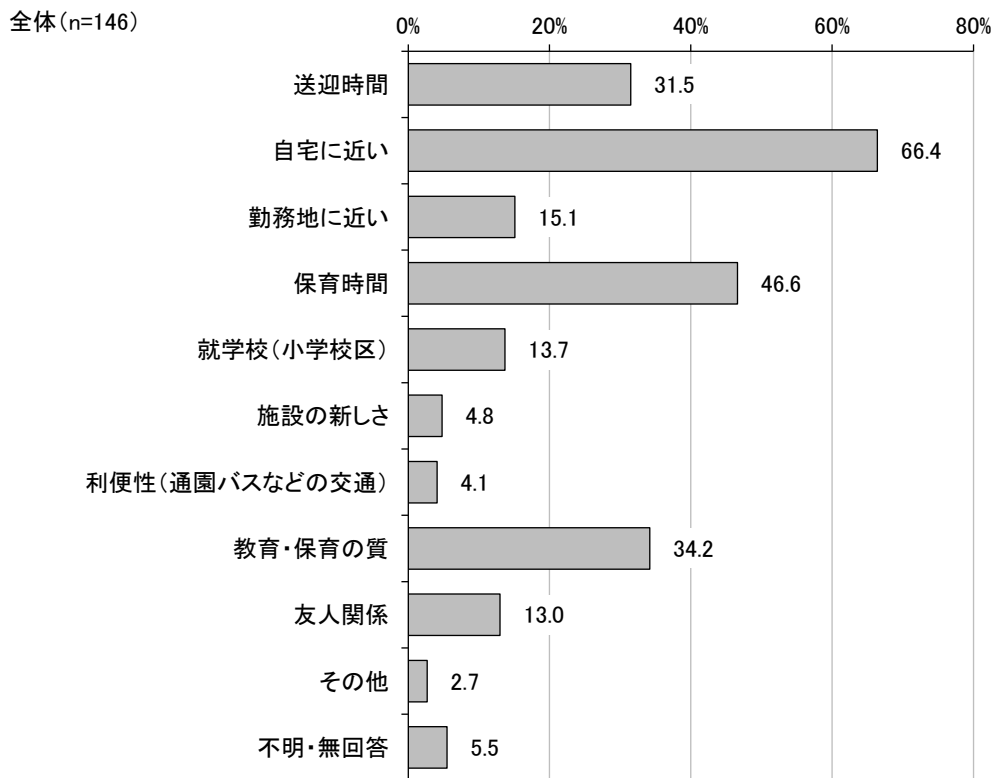
サービスの選択基準は、「自宅に近い」66.4%、「保育時間」46.6%、「教育・保育の質」34.2%の順に高い割合を示しています。

就学前の教育・保育に求めること・充実してほしいことは、「基礎体力の育み」の割合が82.9%と圧倒的に高く、次いで「グローバル教育」56.2%、「郷土愛の育み」「保育時間の確保」同率47.3%となっています。

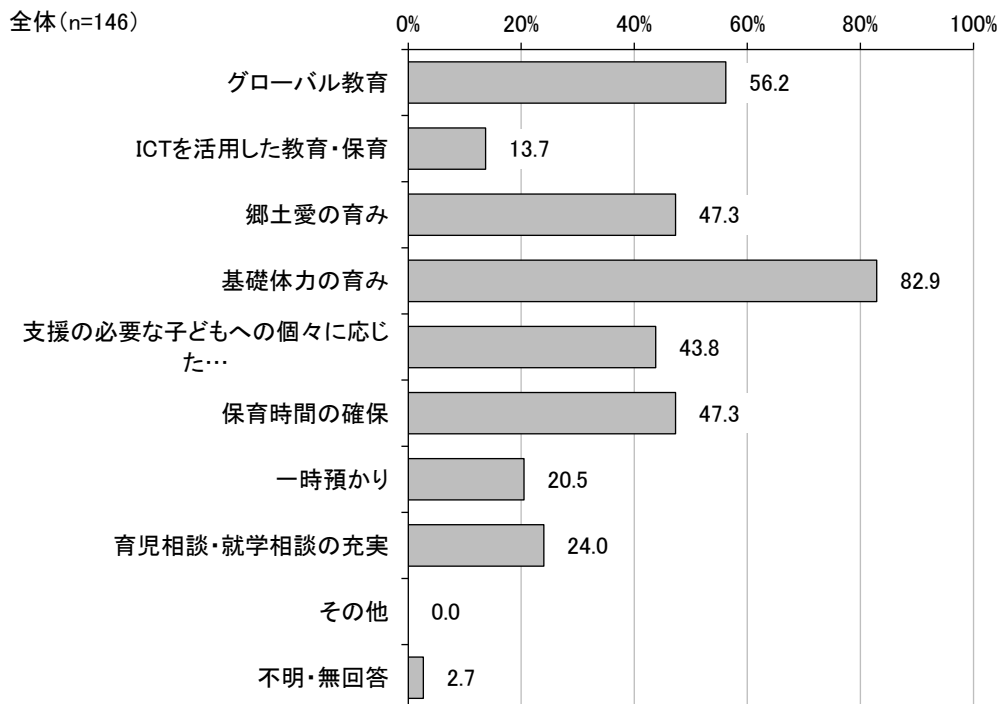
【定期的にご利用したいサービス】



【サービスの選択基準】



【就学前の教育・保育に求めること】



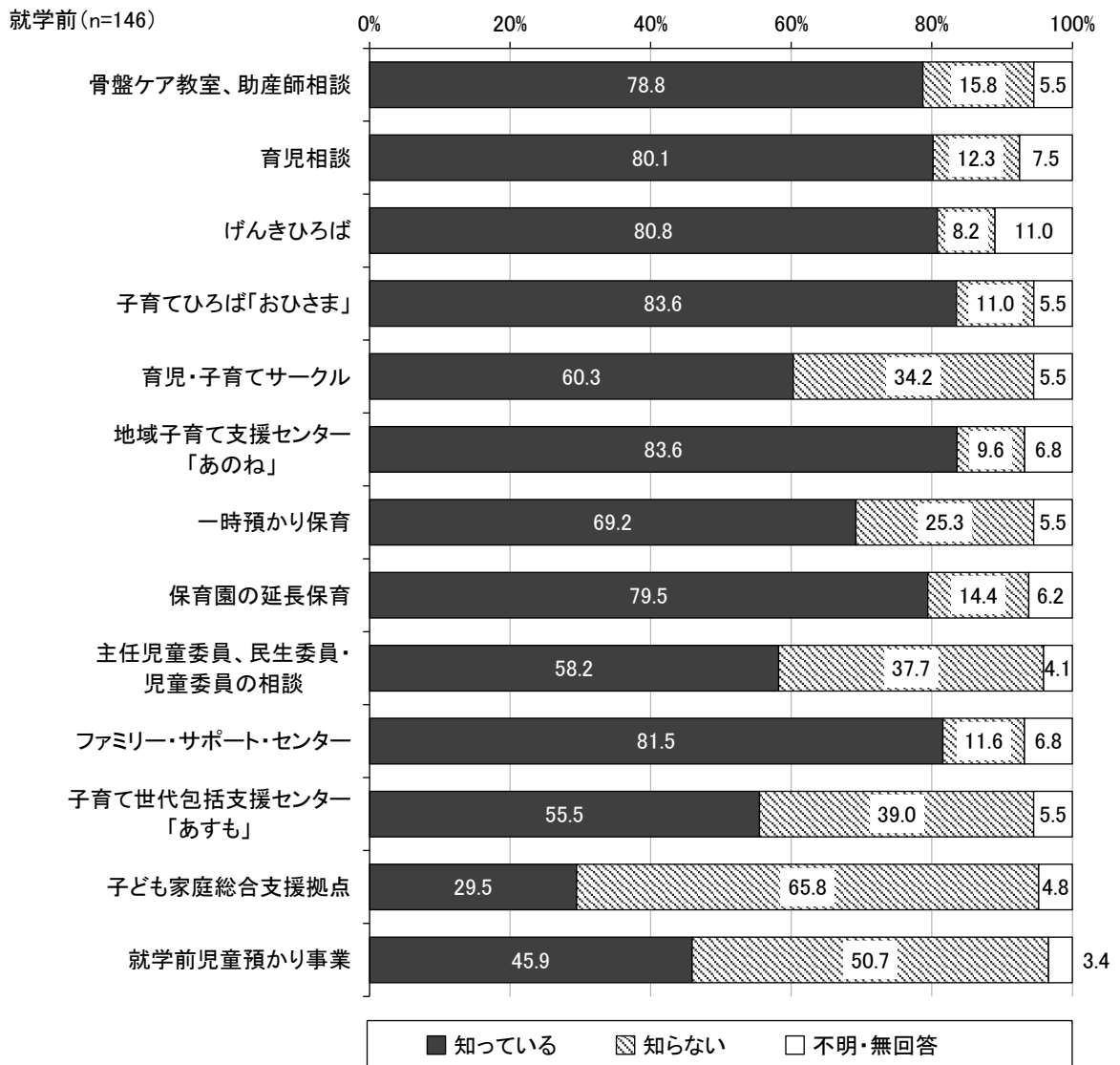
■地域の子育て支援に関する事業の利用状況について（就学前児童）

地域の子育て支援に関する事業の認知度は、「子ども家庭総合支援拠点」が29.5%、「就学前児童預かり事業」が45.9%と低いものの、それ以外の事業では半数を上回っています。

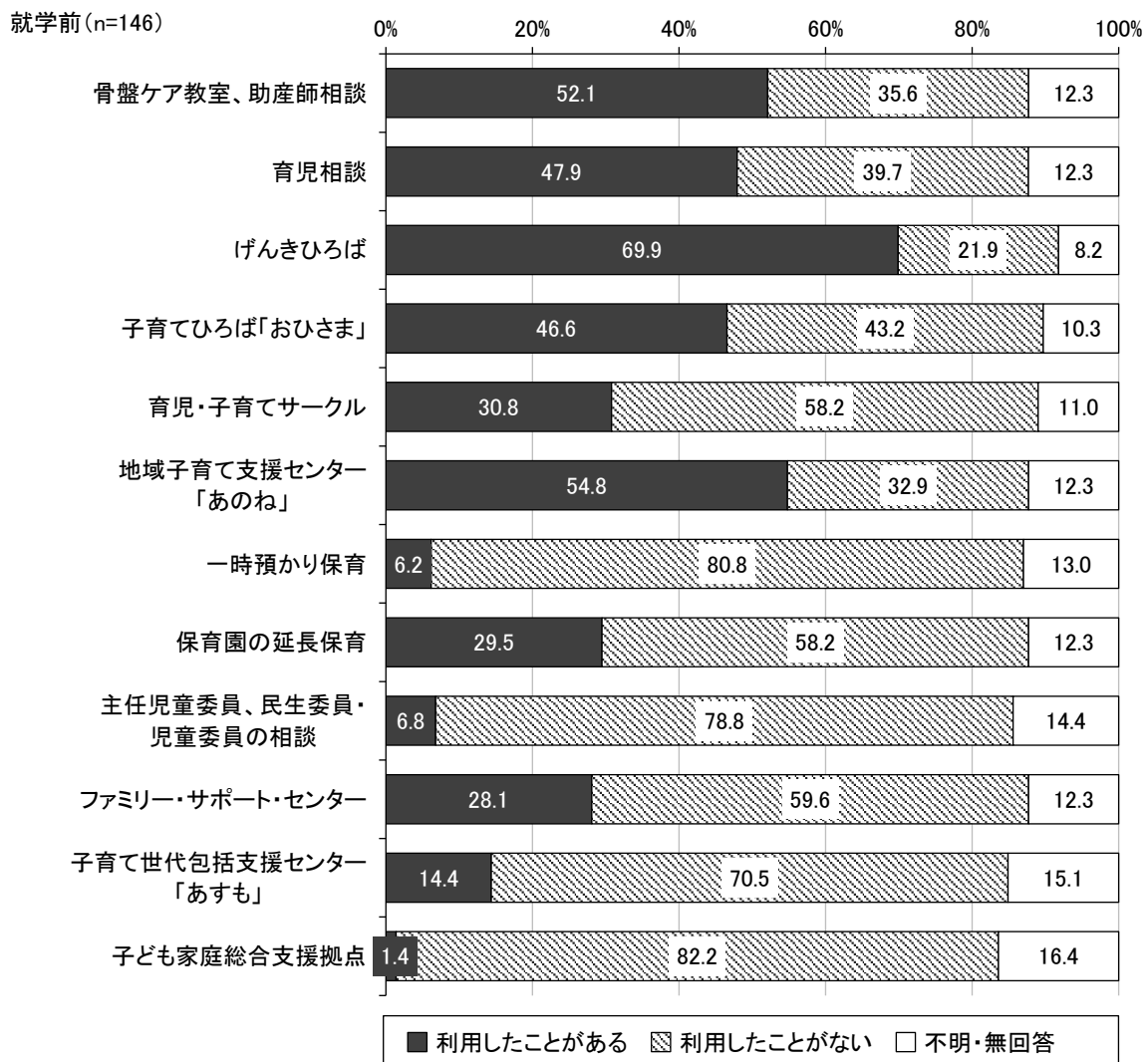
一方で、利用経験は「骨盤ケア教室、助産師相談」「育児相談」「げんきひろば」「子育てひろば「おひさま」」「地域包括支援センター「あのね」」で多く、それ以外の事業は利用したことがない割合が上回っています。

今後の利用意向については、「育児相談」「げんきひろば」が高くなっています。

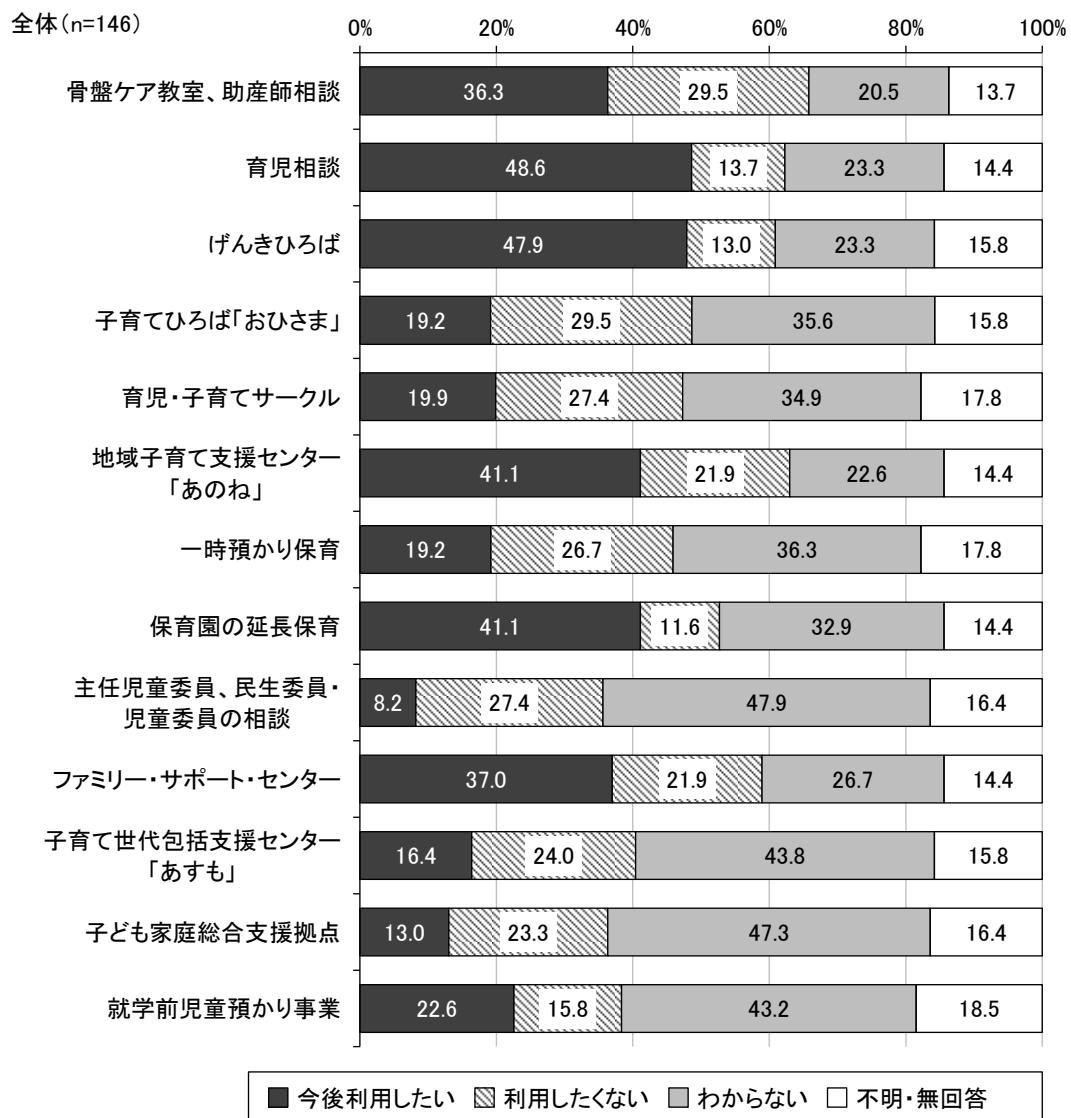
【地域の子育て支援に関する事業の利用状況_認知度】



【地域の子育て支援に関する事業の利用状況_利用経験】



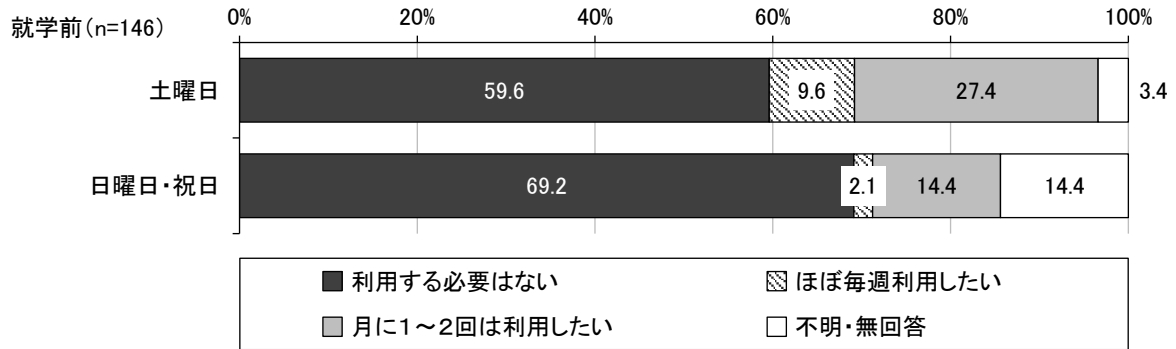
【地域の子育て支援に関する事業の利用状況_利用意向】



■土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向について（就学前児童）

土曜日と日曜日・祝日の保育サービスの利用希望は、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ59.6%、69.2%と最も高くなっています。

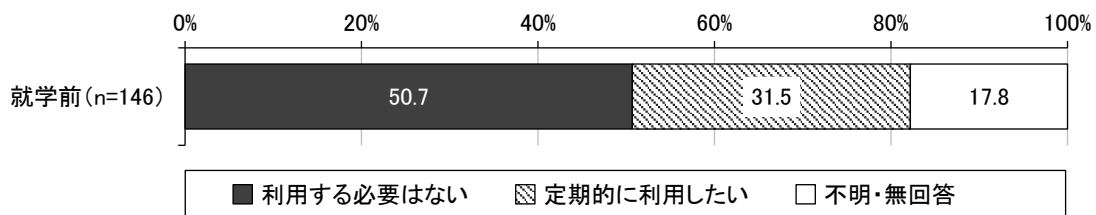
【土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向】



■長期休暇中（夏休み・冬休みなど）の定期的な教育・保育事業の利用意向について（就学前児童）

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の定期的な幼稚園や保育園の利用希望は、「利用する必要はない」が50.7%、次いで「定期的にご利用したい」が31.5%となっています。

【長期休暇中（夏休み・冬休みなど）の定期的な教育・保育事業の利用意向】

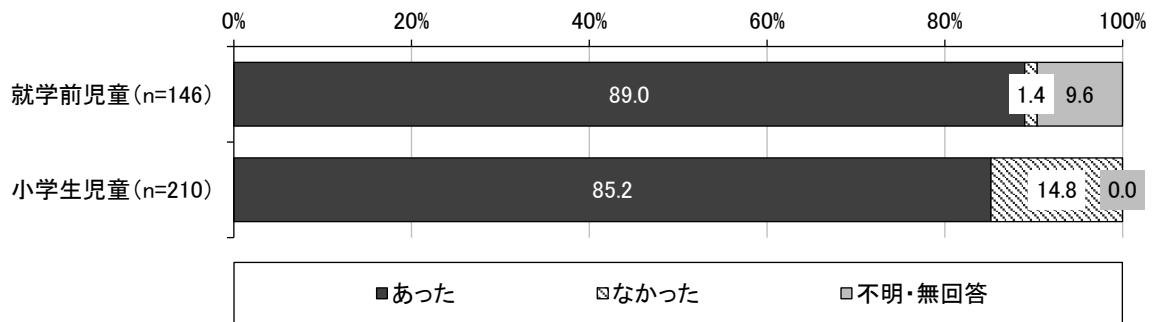


■病気の際の対処方法について（就学前児童／小学生児童）

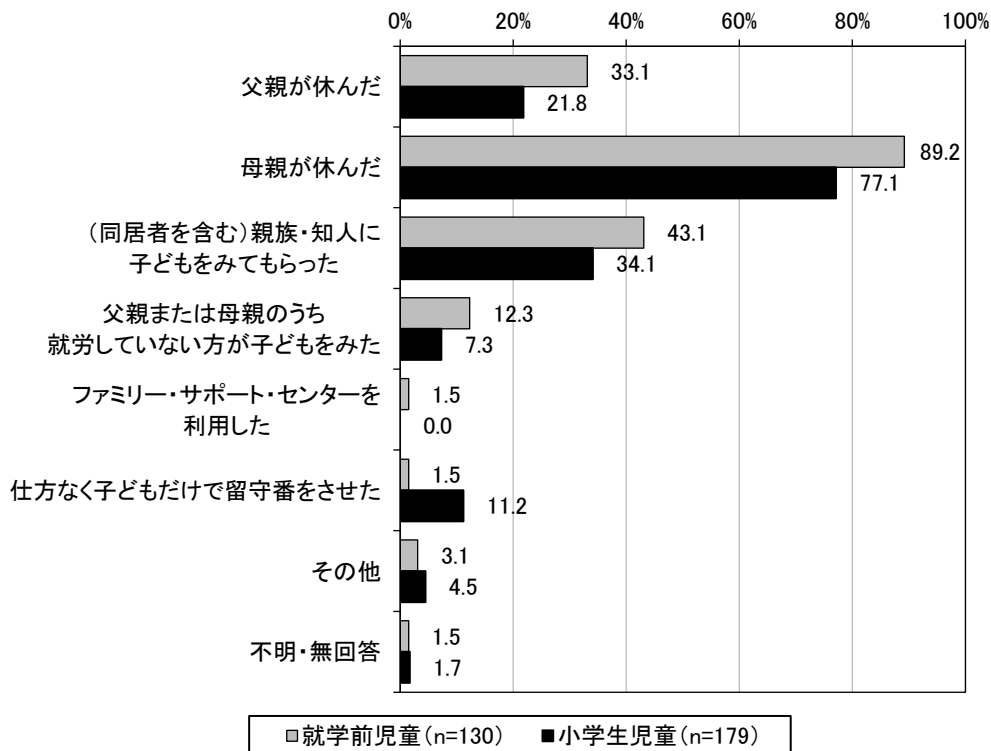
この1年間に、子どもが病気やケガで幼稚園や保育園、小学校を休んだかについて、「あった」が就学前児童で89.0%、小学生児童で85.2%となっています。

子どもが病気やケガで幼稚園や保育園、小学校を休む際の対処方法については、「母親が休んだ」が就学前児童で89.2%、小学生児童で77.1%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童で43.1%、小学生児童で34.1%となっています。

【病気の際の休暇取得有無】



【病気の際の対処方法】

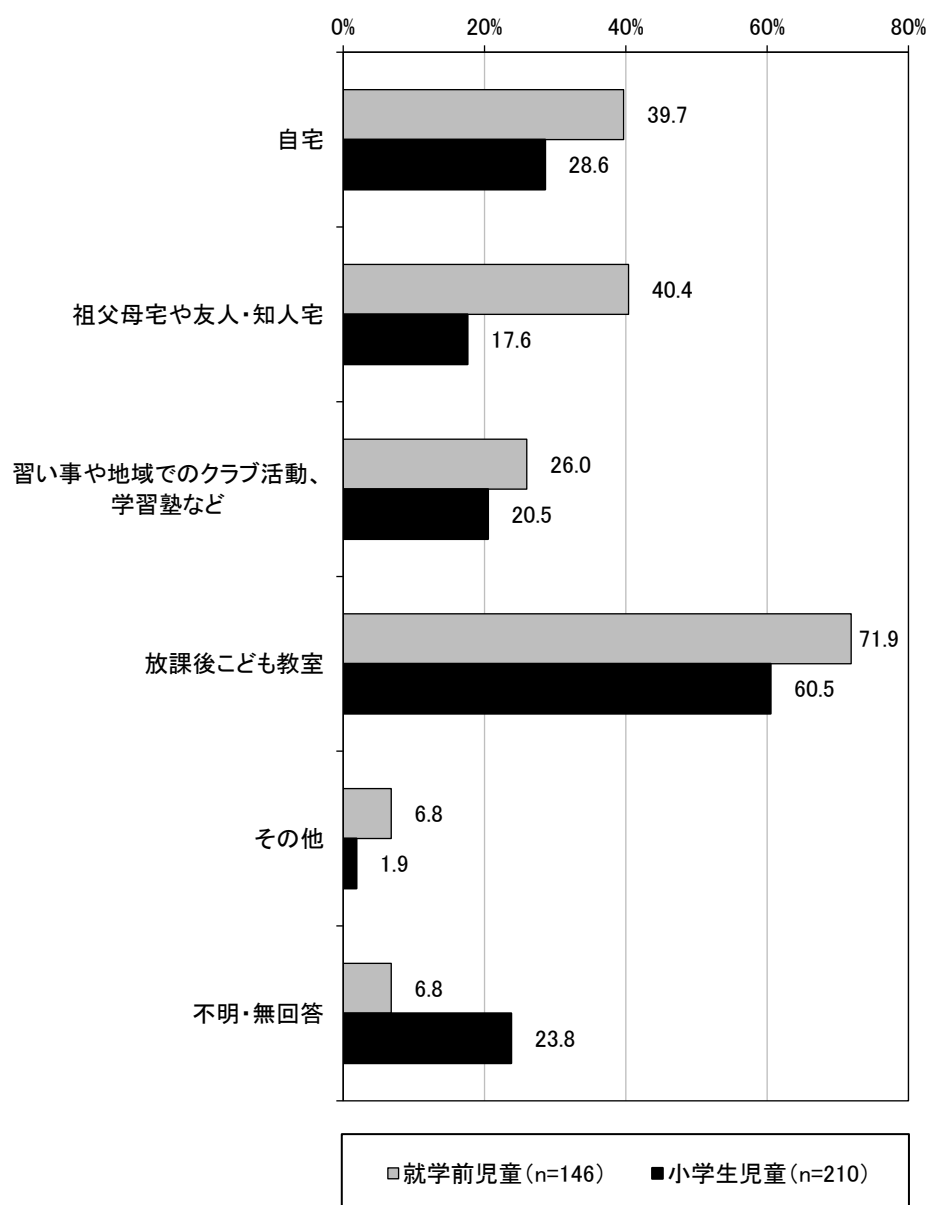


■放課後の過ごし方について（就学前児童／小学生児童）

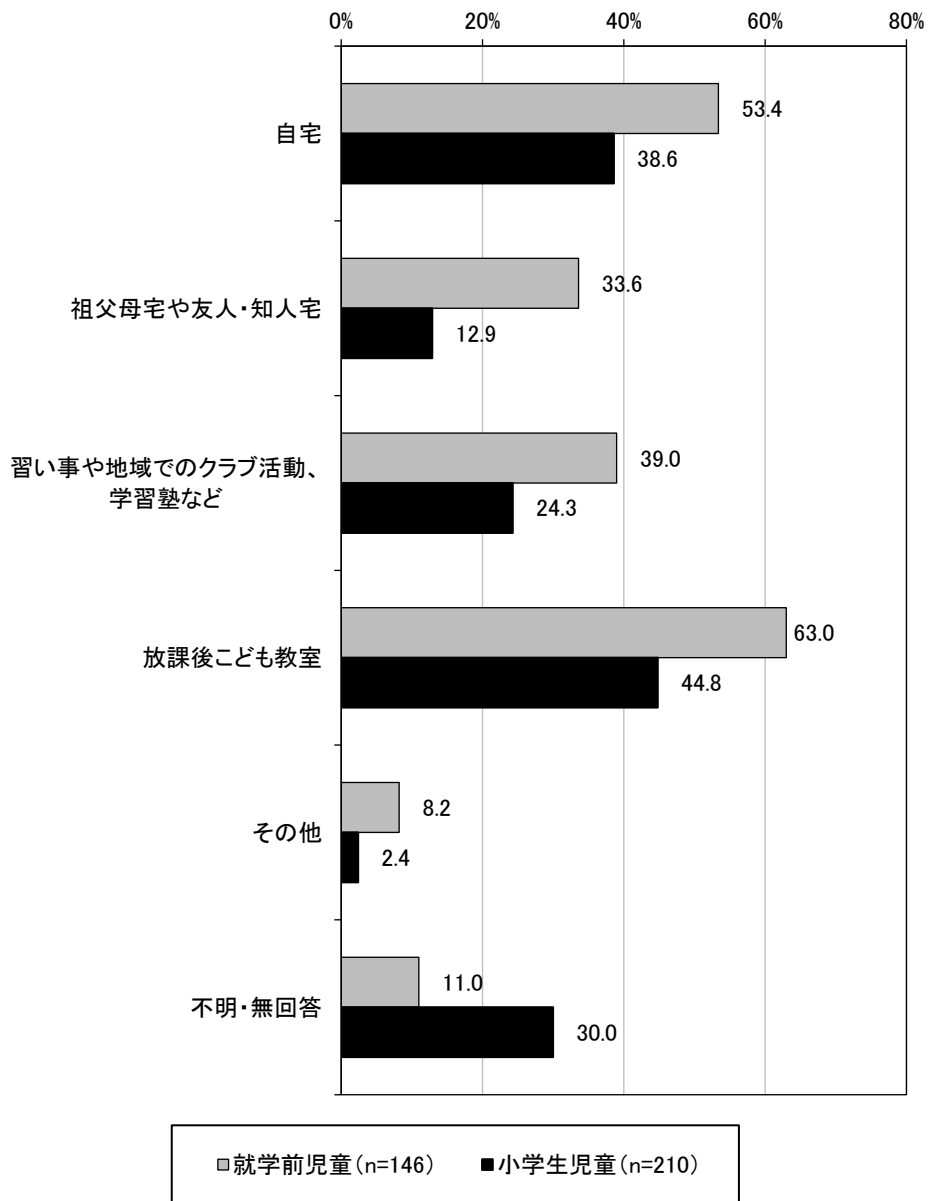
放課後に子どもを過ごさせたい場所は、低学年では「放課後子ども教室」が就学前児童で71.9%、小学生児童で60.5%と最も高くなっています。次いで就学前児童は「祖父母宅や友人・知人宅」が40.4%、小学生児童は「自宅」28.6%となっています。

高学年では「放課後子ども教室」が就学前児童で63.0%、小学生児童で44.8%と最も高く、次いで「自宅」が就学前児童で53.4%、小学生児童で38.6%となっています。

【放課後の過ごし方_小学校低学年（1～3年生の間）】



【放課後の過ごし方_小学校高学年（4～6年生の間）】

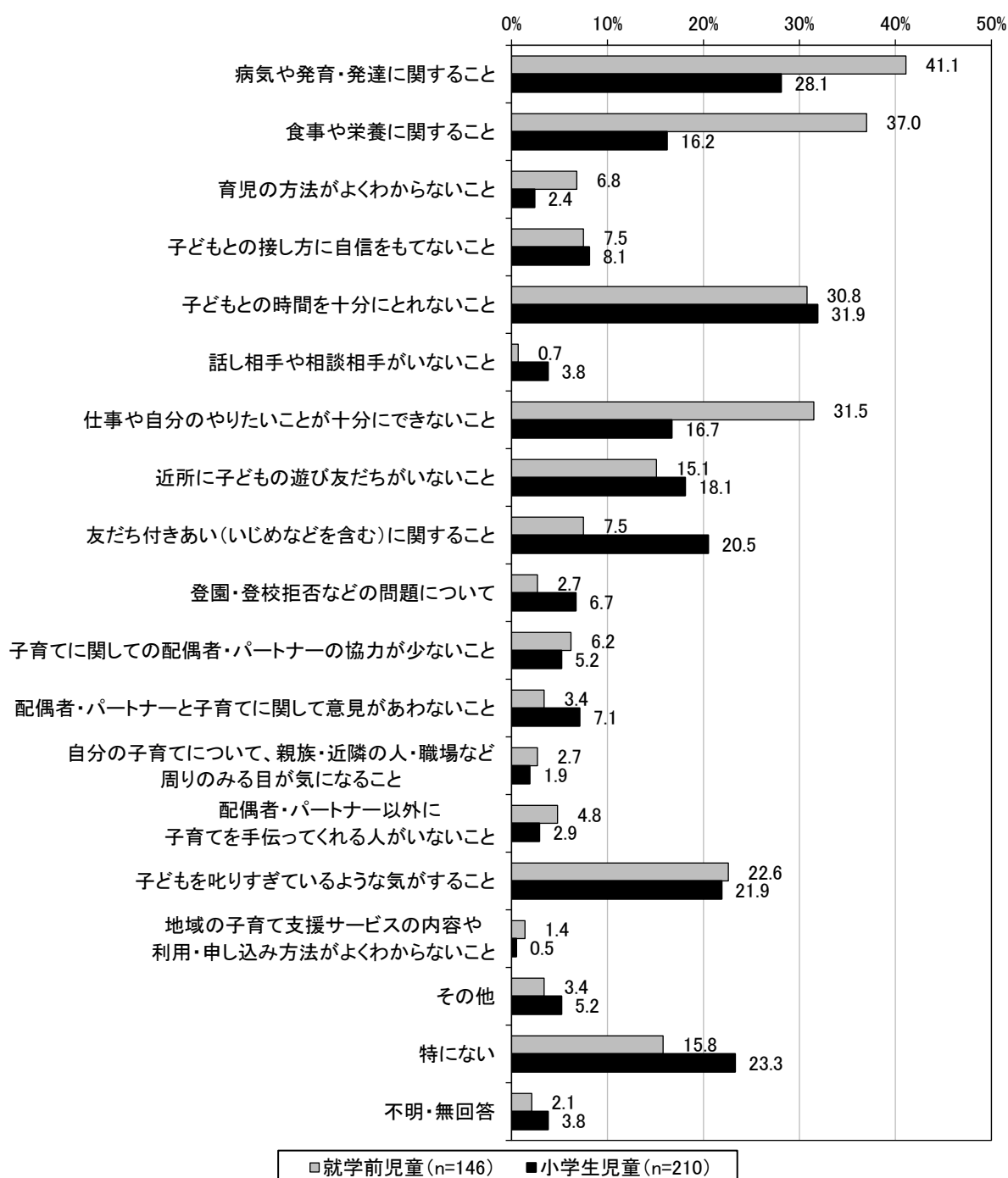


■子育てに関して日頃悩んでいること、気になることについて（就学前児童／小学生児童）

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることについては、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が41.1%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が37.0%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が31.5%となっています。

小学生児童では「子どもとの時間を十分にとれないこと」が31.9%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が28.1%、「特にない」が23.3%となっています。

【子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること】

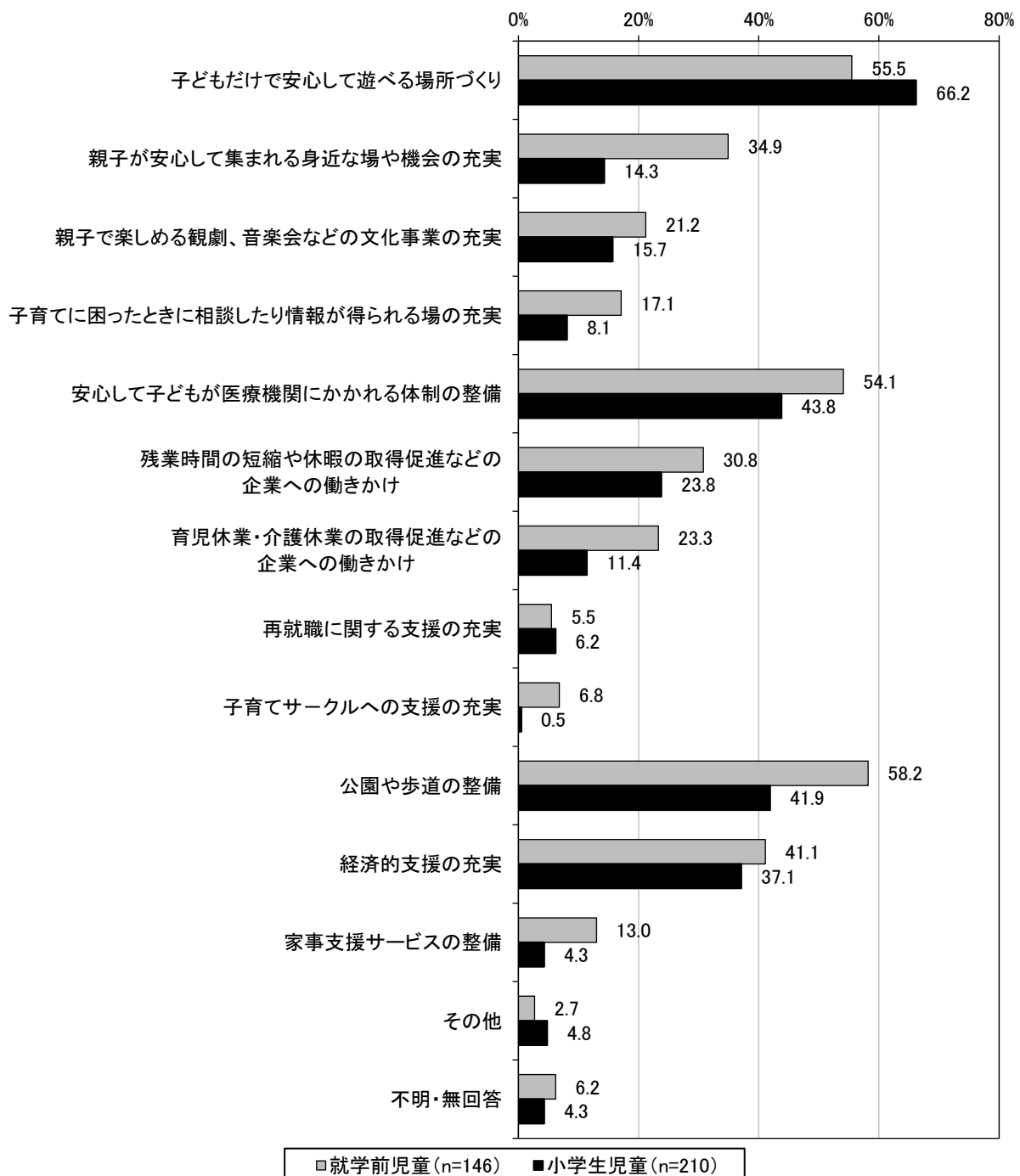


■行政サービスへの要望について（就学前児童／小学生児童）

子育て支援で行政にもっと力を入れてほしいものについてみると、就学前児童では「公園や歩道の整備」が58.2%と最も高く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が55.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が54.1%となっています。

小学生児童では「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が66.2%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が43.8%、「公園や歩道の整備」が41.9%となっています。

【行政サービスへの要望】



■子どもの生活状況について（就学前児童／小学生児童）

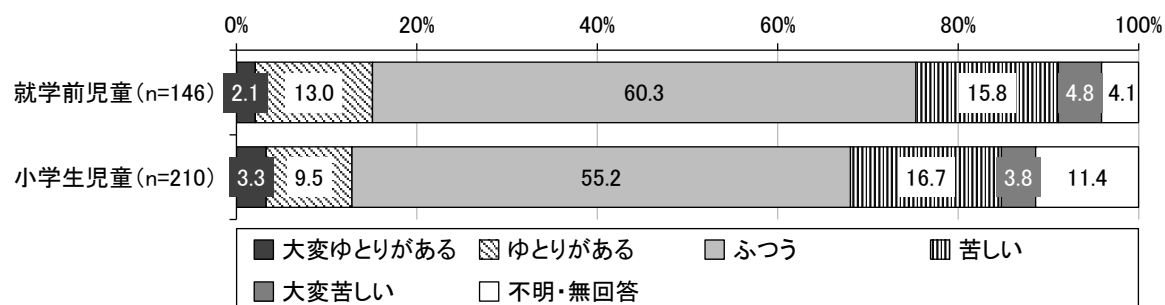
現在の暮らしの経済状況については、「ふつう」と感じている割合が就学前児童で60.3%、小学生児童で55.2%と最も高く、次いで「苦しい」が15.8%、16.7%となっています。

また、過去1年間に資金不足で家族が必要とする食料が買えないことがあったかについては、「まったくなかった」が就学前児童で81.5%、小学生児童で85.2%と最も高くなっています。同じく衣服が買えないことがあったかについては、「まったくなかった」が就学前児童で81.5%、小学生児童で85.2%となっています。

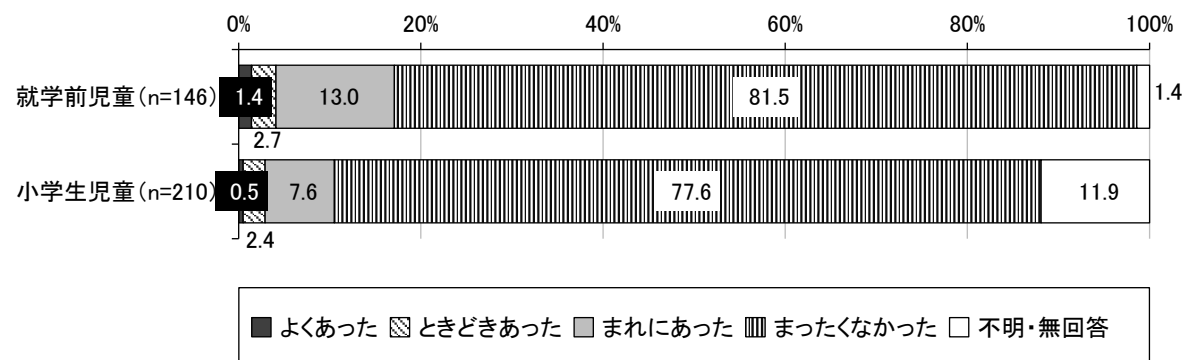
世帯年収は、「300～400万円未満」が就学前児童で18.5%、小学生児童で14.8%と最多です。

過去1年間に経済的な理由で未払いになった公共料金は、「あてはまるものはない」が就学前児童で90.4%、小学生児童で84.8%でした。

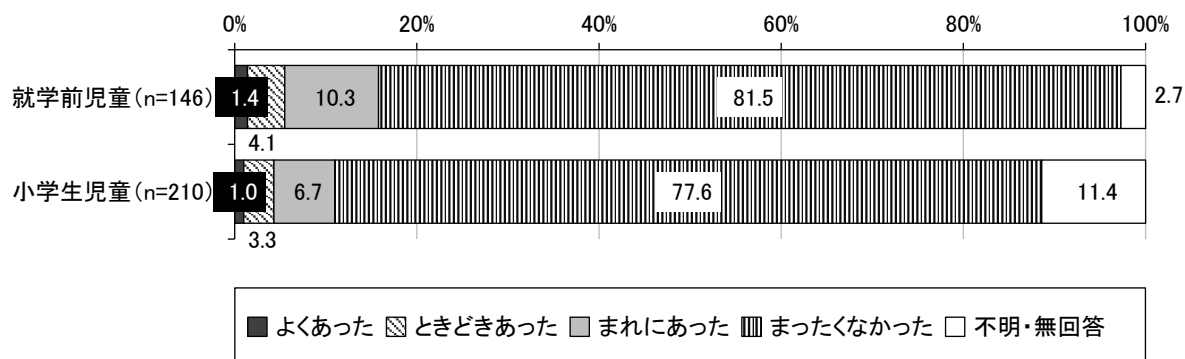
【現在の暮らしの状況】



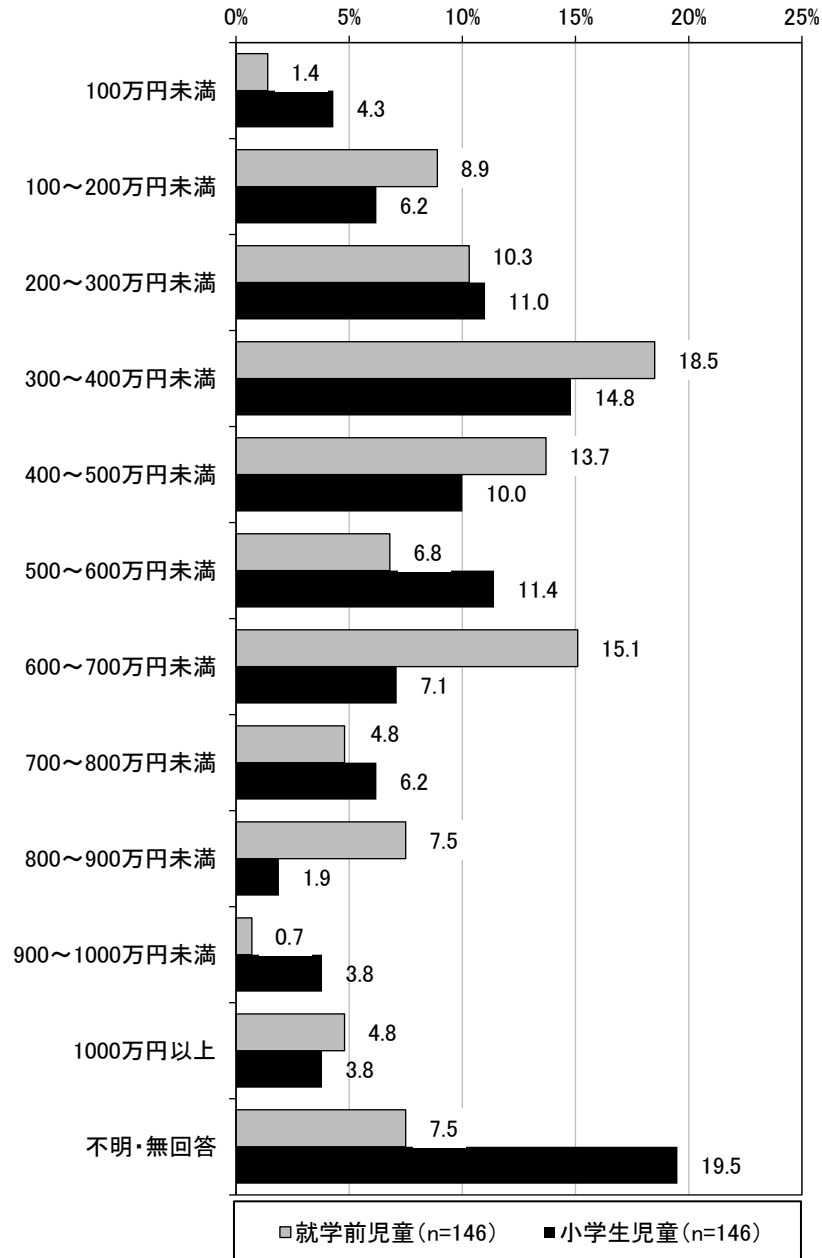
【資金不足により食料が買えなかったことの有無】



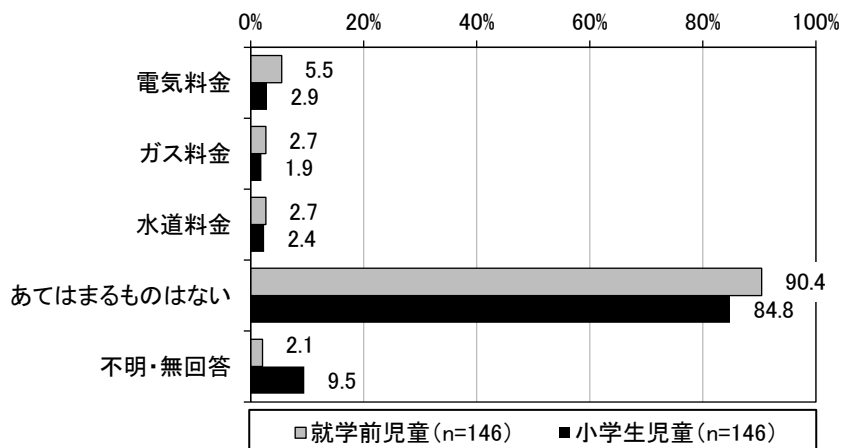
【資金不足により衣服が買えなかったことの有無】



【世帯年収】



【経済的な理由で未払いになった公共料金】



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

子どもに夢を、子育てにやさしいまちを目指して

本町で生まれ育つ子どもが夢と希望をもち成長していくことは、住民すべての願いです。次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基本的条件であり、子どもたちの笑顔があふれる町は明るい未来をつくり出すものです。そのためには、保護者も笑顔で喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを生み育てられる環境の整備が必要です。

本計画では、これまでの事業計画の目指してきた方向性を継承し、子育てにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

2. 基本理念

1、子どもの視点を尊重します。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

子育てと仕事の両立支援だけでなく、家庭で子どもをみている親を含めた全ての子育て家庭への支援を行います。

3、社会全体で子育てを支援します。

子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政等が連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3. 基本的な視点

基本理念を実現するために、本計画では次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

●視点1 子どもを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもに関わる様々な権利が擁護され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

●視点2 すべての子どもと家庭への支援の視点

外国人家庭への配慮等、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズの多様化に伴い、利用者のニーズに対応した総合的な取り組みにより、すべての子どもと子育て家庭を支援していきます。

●視点3 仕事と生活の両立の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活の両立が円滑にできるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

●視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、地域社会、事業主、行政等、様々な担い手が協力して、子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

●視点5 教育・保育の量と質を確保する視点

行政サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関して、量を確保するとともにサービスの質を高めていきます。また、教育・保育に従事する者に研修を行うなど、幼児教育・保育の質の向上を推進します。

●視点6 地域の社会資源を活用する視点

豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化等、地域の社会資源を十分に活用していきます。

●視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

町内の様々な地域特性を踏まえ、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るために、地域の特性に応じた取り組みを推進していきます。

●視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みをしていきます。

4. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に基づき、次のような9つの基本目標を定めます。

基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

少子化や核家族化の進行による働き方の多様化により、子育て世帯の環境は大きく変化しています。このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる教育・保育施設の充実を図ります。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

共働き家庭、ひとり親家庭等、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスを必要に応じて受けられるよう、地域・企業・行政等が連携して子育て世帯を地域ぐるみで応援する意識を高め、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て支援ネットワークの形成や子育て支援情報の充実を図り、不安や悩みにも明確に対応できるよう、子育て支援を充実していきます。

基本目標3 親と子の健康の確保と推進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、母子保健事業をはじめ、「食育」の推進、各種育児相談、思春期保健対策の充実等、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標4 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通じて、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における教育環境の整備を進めます。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てにやさしい生活環境の整備を推進し、心豊かに生活できる環境づくりに努めていきます。

基本目標6 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育てサービスの充実に努めるとともに、育児休業制度等の関連制度の情報提供により、意識啓発に取り組みます。

基本目標7 子どもたちの安全の確保

交通事故や犯罪等の被害に遭うことのない安心・安全な地域づくりのため、警察等、関係機関と連携し、地域ぐるみで事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

基本目標8 支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの促進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障がい¹のある子どもに対する福祉サービス等の取り組みを進めます。また、児童虐待に対しては、地域の関係機関と体制強化を図り、発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

基本目標9 経済的な子育て支援の推進

生活困窮世帯やひとり親家庭など、支援を必要としている子どもや家庭の不安を解消するため、相談体制の充実や支援体制の強化、様々な経済的支援を通じて、子育て家庭の負担の軽減を推進します。

¹ 「障がい」の表記について 本計画においては、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記します。これは、障がいのある人のほとんどは、「障がい」が本人の意志でない生来のもの、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、また人権尊重の観点からも好ましくないという考え方に基づいています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せず、「害」の字で表記します。このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表記となっています。

5. 施策の体系

【目指す姿】

子どもに夢を、子育てにゆとりを、まちを目指して

【基本理念】

1. 子どもの視点を
尊重します

2. すべての子どもと
子育て家庭を支援し
ます

3. 社会全体で
子育てを支援します

【基本目標】

1. 幼児期の学校教育・保育の充実

2. 地域における子育て支援の充実

3. 親と子の健康の確保と推進

4. 子どもの心身の成長に資する教育
環境の整備

5. 子育てを支援する生活環境の整備

6. 仕事と生活の調和の促進

7. 子どもたちの安全の確保

8. 支援を必要とする子どもや家庭へ
のきめ細やかな取り組みの促進

9. 経済的な子育て支援の推進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1. 基本施策と取り組み・事業

(1) 基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

1-1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。
教育・保育の一体的な提供に向けて令和7年度に開園する認定こども園の運営維持に努めます。

■施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
幼稚園	教育委員会	幼児期の特性を踏まえ、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。(令和7年度に認定こども園に再編されます。)
保育所	子どもあゆみ保健課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、事業計画に基づき必要な入所定員の確保に努めます。
認定こども園	教育委員会	令和7年度に開園し、就学前の子どもに関する教育・保育や子育て支援を総合的に提供します。

(2) 基本目標2 地域における子育て支援の充実

2-1 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭に向けた支援を行うため、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を行います。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
利用者支援事業	子どもあゆみ保健課	子ども及び保護者が、地域の子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるような支援を行います。また、「かいはようこども家庭センターあすも」にて育児相談や助言を行い、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目なく包括的な支援に取り組めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
病児・病後児 保育事業	子どもあゆみ 保健課	病児又は病児回復期により集団生活が困難であり、保護者の就労等により家庭で保育することができない児童を一時的に預かる事業です。令和5年10月よりファミリー・サポート・センターによる病児病後児預かりサポート事業を実施しています。今後もファミリー・サポート・センターと連携して事業を継続します。
地域子育て支援 拠点事業	子どもあゆみ 保健課	乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供し、子育てについての講習や育児相談等を実施します。地域の子育て機能のより一層の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
子育て 短期支援事業 (町外施設への 委託)	子どもあゆみ 保健課	保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった際、児童養護施設等において子どもの預かりを行います。保護者や子どもが利用したいときに利用できる体制を整備します。
夜間養護等事業 (町外施設への 委託)	子どもあゆみ 保健課	児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の理由により家庭において児童の養育が困難になった際、児童養護施設等において一時的に子どもの預かりを行います。
ファミリー・ サポート・ センター事業	子どもあゆみ 保健課	乳幼児・児童の一時預かりや送迎等、育児の援助を受けた人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。今後、イベントや広報活動に努め、会員の増加とともにサービスの充実を図ります。また、令和5年10月より病児病後児預かりも実施しています。
すくすく“海陽っ 子” 応援 BOOK の作成	子どもあゆみ 保健課	子ども・子育て支援に関する情報を取得できるよう、子育てガイドブックを作成し、情報提供を行います。

2-2 保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
一時預かり事業	子どもあゆみ保健課	緊急時や育児疲れ等の解消等のため、一時的に保育所等で保育を行う事業です。保護者の希望に沿えるように事業の推進を行います。
延長保育事業	子どもあゆみ保健課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。
認定こども園（1号認定）の預かり保育事業	教育委員会	認定こども園（1号認定）利用者のうち、一時的な保護者の就労等により保育の必要な園児を、降園時間後や長期休業期間中に預かる事業です。
公立保育所の民間委託	子どもあゆみ保健課	民間活力の活用によって利用者ニーズにより一層応えるとともに、安定した保育サービスの提供を図ります。

2-3 児童の健全育成

地域において、放課後や週末等に児童が自主的に参加し、自由にかつ安全に過ごすことのできる場の提供に努めるとともに、地域社会全体で児童の健全育成に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
放課後子ども教室	教育委員会	児童が放課後の時間を活用し、学習やスポーツ、文化活動等に取り組める安全・安心な居場所を提供する事業です。今後は指導員（地域ボランティア）の確保に努めます。
びっくり箱	社会福祉協議会	小学生を対象に、地域住民・ボランティアの協力と支援による住民参加型の体験学習・地域交流を行います。
保育所地域活動事業（世代間交流事業）	子どもあゆみ保健課	地域の高齢者を保育所の行事に招いたりする等、園児との交流を行います。新型コロナウイルス感染症流行の影響で停止した活動を徐々に再開します。
主任児童委員の活動支援	社会福祉協議会	主任児童委員活動を活発化し、交流の場の企画・運営等、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実に努めます。
海陽町PTA連絡協議会助成金	教育委員会	本町のPTA連合会に対し、補助金を交付し、活動の活性化を図ります。研修会や事業を実施します。
青少年育成海陽町民会議	教育委員会	青少年の健全育成を図るために、家庭・学校・地域との連携した情報交換会、非行防止、体験学習に取り組みます。

(3) 基本目標3 親と子の健康の確保と推進

3-1 親と子の健康の確保と推進

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
妊婦一般健康診査事業	子どもあゆみ保健課	妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。母子手帳交付時に保健師より情報提供や個別相談を行います。
妊婦面談	子どもあゆみ保健課	妊婦（とその夫やパートナー）を対象に、妊娠・出産についての体の変化や、サービスについての情報提供を行い、個別相談を行います。
妊婦歯科健診	子どもあゆみ保健課	町内指定の歯科医療機関で妊娠中に歯科健診を受けることで、妊娠・出産における口腔の健康増進と異常の早期発見を図ります。
新生児聴覚検査	子どもあゆみ保健課	出産病院等で新生児聴覚検査に係る費用を助成することで、聴覚の異常の早期発見、支援を図ります。
パパママ教室	子どもあゆみ保健課	妊産婦とその家族等を対象に、骨盤ケア等の教室を助産師・保健師が行い、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、出産・育児の不安の軽減やセルフケア力の向上の支援を図ります。
産後簡易検査	子どもあゆみ保健課	産後2ヶ月以降の母親を対象に血圧・検尿・血糖値検査等の簡易検査を実施し、保健相談を通して、生活習慣の見直しや健康増進への支援を行います。
乳幼児相談 育児相談 発達相談	子どもあゆみ保健課	育児に関する専門職による相談の場を、参加しやすい環境で設けています。子どもの行動や様子を見つめ、発育・発達の状態を学ぶことで、育児支援を図ります。
乳幼児健康診査	子どもあゆみ保健課	乳児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、4・5歳児健診を実施し、子育て支援、生活習慣の確立・発達を支援します。
予防接種	子どもあゆみ保健課	予防接種の啓発や補助金の実施を行うことにより、感染症に対する免疫確保を図り、感染症の蔓延防止と感染を予防します。
乳児家庭全戸訪問事業	子どもあゆみ保健課	新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、身体測定や育児情報の提供を行い、子育てにおける不安や疑問の軽減と発達への支援を行います。
養育支援 家庭訪問事業	子どもあゆみ保健課	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るよう支援します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
母子保健連絡会	子どもあゆみ保健課	母子保健に関わる関係機関と情報共有、意見交換等を行い、円滑な連携体制づくりを行います。
母子保健推進員	子どもあゆみ保健課	出産・育児経験者を推進員に任命し、妊婦や乳幼児の保護者の相談や支援等、母子保健の推進と母子保健事業の円滑化を図ります。
産後ケア事業	子どもあゆみ保健課	産後間もない母親や赤ちゃんを対象に、心身のケアや育児の支援を行います。

3-2 「食育」の推進

保育所、学校等と連携を図り、保護者に対して「食育」の重要性を認識してもらうとともに、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
離乳食教室	子どもあゆみ保健課	乳児をもつ保護者を対象に、管理栄養士等が離乳食の作り方、食べさせ方等を情報提供することで、個々の発育に応じた「食」に関する学習支援を図ります。
保育所における栄養指導	子どもあゆみ保健課	保育所において、管理栄養士による「食」に関する講話を通じて食育の推進を図ります。また、「海陽戦隊ゲンキレンジャー」の食育啓発劇を通じて、子どもたちにも分かりやすく「食」の大切さを伝えていきます。
歯科保健指導	子どもあゆみ保健課	乳幼児健診、各保育所・認定こども園・小中学校において、歯科衛生士による、個別相談や講話を通じて、う歯予防や口腔機能の発達支援を行います。
食育学習	教育委員会	学校を中心に家庭や地域と連携を図り、様々な学習や日々の学校給食を通して食や地場産食材に関する関心・理解を高め、子どもの健全な食生活の実現と食への感謝の気持ちを育むことに努めます。

3-3 思春期保健対策の充実

学校教育と連携を図りながら、事業の実施を通じて、思春期における心の教育を行い、児童の心の問題に対応していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
思春期体験学習	子どもあゆみ保健課	小・中学生を対象に、赤ちゃんとのふれあい体験を実施します。胎児の成長や離乳食、歯の成長について学び、ふれあいを通じて命の大切さやお互いを大切にする心、母性・父性を育てます。
思春期講演会	子どもあゆみ保健課	中学生を対象に、心と体の性についての正しい知識を普及し、母性・父性を育み、生命の尊さを学ぶ機会を作ります。

3-4 小児医療の充実

高校修了までの子どもを対象に医療費の助成を行い、経済的にも安心して医療機関にかかれるよう事業を推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
子どもあゆみ医療費助成事業	子どもあゆみ保健課	町内に住所のある高校修了（18歳）までの子どもを養育する者に対し、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成し、経済的にも安心して医療機関にかかれるよう事業を推進します。

(4) 基本目標4 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

4-1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

子どもの「学力」と「生きる力」、両者のバランスのとれた学校教育の実現にむけて、教育環境の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
外国青年招致事業	教育委員会	国際理解を深めるため、英語指導助手による外国語教育や国際交流の推進に努めます。
幼児英語教育事業	教育委員会	こども園・保育所（園）において、英語による遊び等を通じて、就学前から英語に慣れ親しめるよう推進していきます。
カウンセリング事業	教育委員会	相談員を設置することにより、子どもたちの悩み・ストレス・不安等の解消に努めます。
学校評議員	教育委員会	校長が保護者や地域住民の意向を把握することで、学校運営に反映させるとともに、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
町費教員の配置	教育委員会	個に応じた、きめ細かな指導のため、町費教員の配置と充実に努めます。
ICT教育	教育委員会	タブレット端末や遠隔授業システムなどのICT環境の整備を進め、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進を図ります。
グローバル教育推進事業	教育委員会	グローバル教育推進員を配置し、英語教育・各種取り組みを充実させていきます。民間企業との業務提携による就学前から高校までのプログラムを計画しています。

4-2 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下、家庭や地域における教育力を総合的に高める事業を推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
就学前健診時講演会	教育委員会	就学前の子どもをもつ保護者を対象に講演会を行い、子どもの生活リズムの確立や身の自立、学習の準備等、スムーズな入学ができるよう支援していきます。
子ども芸術劇場 児童劇巡回講演	教育委員会	町内の小学生を対象に、徳島県児童青少年演劇地方巡回公演を実施し、優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
海陽町 文化祭・芸能発表	教育委員会	町内の作品の展示、中高生の芸能大会参加等、文化芸術の秋における町民の発表の場を提供します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
体育館等の施設の利用提供	教育委員会	地域住民の社会体育活動参加・生涯スポーツの振興のため社会体育施設を開放します。
海陽町体育協会助成事業	教育委員会	各種スポーツ大会の開催やスポーツ指導者の養成を行っている町体育協会に運営費を助成します。
放課後子ども教室〈再掲〉	教育委員会	児童が放課後の時間を活用し、学習やスポーツ、文化活動等に取り組める安全・安心な居場所を提供する事業です。今後は指導員（地域ボランティア）の確保に努めます。
土曜学習の推進	教育委員会	学校、家庭、地域社会が連携し、様々な体験活動を行うことで、児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。
ブックスタート事業	教育委員会	乳幼児に対して、絵本を通じた親子のふれあいをはじめ、親同士の交流やおはなし会の開催などを行います。

（５） 基本目標５ 子育てを支援する生活環境の整備

５－１ 安心・安全なまちづくりの推進

子どもが犯罪・事故に遭わないような安心・安全なまちづくりを進めるとともに、大規模な災害に備えて、防災設備の整備や、防災の啓発を進めていきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
防犯灯の整備	建設防災課	防犯灯の新設や修繕等の整備を行います。
防災啓発事業	建設防災課	消防団による町内巡回広報・年末夜警の実施・各学校単位での避難訓練の実施や、避難所運営訓練・防災ワークショップ等の防災啓発活動を行います。
公共施設の整備	各担当課	高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児を連れた人等、すべての人が利用しやすい公共施設の整備を実施可能な範囲で推進します。

（６） 基本目標６ 仕事と生活の調和の促進

６－１ 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発・情報提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
通常保育事業	子どもあゆみ保健課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
ファミリー・サポート・センター事業 〈再掲〉	子どもあゆみ保健課	乳幼児・児童の一時預かりや送迎等、育児の援助を受けた人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。今後、イベントや広報活動に努め、会員の増加とともにサービスの充実を図ります。また、令和5年10月より病児病後児預かりも実施しています。
長期預かり事業	子どもあゆみ保健課	就労世帯への子育て支援対策として、長期休業期間中の小学生の預かりを実施する団体への補助事業です。
未就学児預かり事業	子どもあゆみ保健課	幼稚園・保育所卒園後から小学校入学までの児童の預かりを実施し、子育てと仕事の両立を支援します。

(7) 基本目標7 子どもたちの安全の確保

7-1 交通安全教育の推進

子どもたちを交通事故から守るため、警察・教育・保育施設等の関係機関が連携・協力し、総合的な交通安全教育・交通事故防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
交通安全啓発活動	建設防災課	子ども及び子育てを行う親等を対象に、交通安全啓発活動を行います。
スクールガード活動	教育委員会	通学路等において、子どもの登下校の見守り・声掛けを実施します。

7-2 犯罪等から守るための安全確保の推進

警察等の関係機関と連携・協力して、子どもを犯罪から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
防犯対策	子どもあゆみ保健課	各保育所において、防犯マニュアルをもとに定期的に防犯訓練を実施し、防犯対策の充実に努めます。
防犯対策・防犯教育	教育委員会	認定こども園・学校等において、防犯カメラや通報装置の設置、通学路の点検等で安全確保に努めます。また、関係機関と連携協力し、児童に対する防犯教育を推進します。

(8) 基本目標8 支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細やかな取り組みの促進

8-1 児童虐待防止施策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、民生児童委員・警察・教育機関・医療機関等の関係機関との連携を整備し、児童虐待の防止・早期発見・早期解決につながる協力体制を構築していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
要保護児童対策地域協議会	子どもあゆみ保健課	要保護児童及び保護者に関する情報交換や支援内容を協議し、児童虐待の防止や早期発見・解決のため関係機関と効果的な協力関係を築き、児童虐待防止体制を強化します。
児童家庭相談援助	子どもあゆみ保健課	児童虐待の相談や通告を受け、家庭の調査やケース検討を行い、必要な支援内容を決定・実施し、児童や家庭を支援します。また「かいようこども家庭センターあすも」にて保護者の相談に対応し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な支援を行います。

8-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保等について、総合的な支援を通じてひとり親家庭の自立促進を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
ひとり親家庭等医療費助成	子どもあゆみ保健課	18歳の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母又は児童の医療費を助成します。
児童扶養手当	子どもあゆみ保健課	18歳の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母に手当を支給します。
母子寡婦福祉資金貸付	子どもあゆみ保健課	母子(父子)家庭や寡婦(寡夫)の方に対して、資金の貸付を行い、自立の援助と児童福祉の推進に努めます。
母子生活支援施設(すだち寮)の運営	子どもあゆみ保健課	生活支援が必要な母子世帯の受入先として施設の運営を行います。DV等の緊急時に対応するため、一時避難先になる部屋を確保しています。
母子家庭等に対する相談・情報提供	子どもあゆみ保健課	母子家庭等に対し、生活全般の相談・情報提供を行い、自立の支援・促進を推進していきます。
放課後子ども教室<再掲>	教育委員会	児童が放課後の時間を活用し、学習やスポーツ、文化活動等に取り組める安全・安心な居場所を提供する事業です。今後は指導員(地域ボランティア)の確保に努めます。

8-3 障がい児施策の充実

障がいのある子どもに対し、経済的支援や介護支援、相談・指導等を行い、地域社会で自主的に生活できる環境を整備していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
乳幼児健康診査 (再掲)	子どもあゆみ 保健課	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、医科・歯科健診等を実施するとともに、発達障がい児等の早期発見と育児支援を図ります。
未熟児養育 医療助成	子どもあゆみ 保健課	体重が 2,000 g 以下又は身体の発達が未熟なまま生まれた乳児が、指定された医療機関に入院した場合、医療費の自己負担分を助成します。
特別児童扶養手当	長寿福祉 人権課	障がいがあり、介護等の支援を要する状態にある児童(20歳未満)を在宅で養育している者に対し、扶養手当を支給します。
障害児福祉手当	長寿福祉 人権課	重度の障がいがあり、日常生活上の活動が著しく制限され、介護等の支援を要する状態にある在宅の児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。
自立支援医療 (育成医療)費の 負担軽減	長寿福祉 人権課	身体に障がいを有する児童や、将来障がいを有するおそれのある児童が、指定医療機関における手術等の治療(育成医療)により障がいの改善が見込まれる場合、その医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療 (精神通院医療) 費の負担軽減	長寿福祉 人権課	精神疾患(てんかんを含む)の治療のため、指定医療機関への通院による医療(精神通院医療)を継続的に要する病状にある児童の、医療費の自己負担を軽減します。
補装具購入・ 修理費用の支給	長寿福祉 人権課	失われた身体の一部、あるいは身体機能を補完するために必要な補装具の購入又は修理費用の一部を支給します。
補聴器 購入費の助成	長寿福祉 人権課	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児童の補聴器購入費用の一部を助成します。
日常生活用具 購入費の支給	長寿福祉 人権課	重度の障がいを有する児童の日常生活を容易にするために必要となる、日常生活用具の購入費の一部を支給します。
相談支援事業	長寿福祉 人権課	障がいを有する児童の保護者等の相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助等を行います。
障がい福祉サービス	長寿福祉 人権課	障がいを有する児童に、居宅介護(ホームヘルプ)、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所等のサービスを提供します。
障がい児 通所サービス	長寿福祉 人権課	障がいを有する児童に、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを提供します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
意思疎通支援事業	長寿福祉 人権課	聴覚障がい、言語機能障がい、音声機能障がい、視覚障がいその他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある児童に、手話通訳、要約筆記、代筆等の方法により、他者との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者、代筆サポーター等の派遣を行います。
移動支援事業	長寿福祉 人権課	屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がい、知的障がい、精神障がい等を有する児童に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
日中一時支援事業	長寿福祉 人権課	家族の就労支援若しくは障がいを有する児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、短期入所（ショートステイ）事業所等において、児童の日中における活動（預かり）の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	長寿福祉 人権課	重度の身体障がいを有する児童に、居宅訪問型の入浴サービスを提供します。
保育所での障がい児受け入れ	子どもあゆみ 保健課	保護者や関係機関と連携して、保育所で障がい児を受け入れ、子どもの育ちを見守ります。
特別支援教育	教育委員会	保護者や関係機関と連携して、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、教育的支援を行います。就学前から小学校へスムーズに繋ぐ支援体制を整備します。
巡回支援専門員整備事業	こどもあゆみ 保健課	保育所等に専門指導員が巡回支援を行い、障がいの早期発見や早期対応のための助言等の支援を行います。

（９） 基本目標９ 経済的な子育て支援の推進

９－１ 経済的な支援の推進

各種経済支援を行うことで、経済的にも安心して生み育てられる環境の整備に努めるとともに、子どもの貧困対策については、生活困窮世帯全体の課題として捉え、その支援対策として各家庭に応じた包括的かつ継続的な支援を推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
保育料の軽減	子どもあゆみ 保健課	多子世帯に対する保育料の軽減・無償化を実施しています。3～5歳児の全世帯と0～2歳児の非課税世帯の保育料を無償化しています。
就学援助	教育委員会	経済的な理由により子どもに教育を受けさせることが困難な保護者に対して就学援助費を支給し、義務教育の円滑な実施を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
奨学金貸付	教育委員会	町内に住所を有する者の子どもで、高等学校・大学等に在籍又は入学が決定しており、学業・人物とも優秀で経済的理由により就学が困難な者に対して貸付を行います。
給食費助成 (小中学校)	教育委員会	町内に住所を有する小中学生を対象に給食費を助成します。
給食費助成 (認定こども園)	教育委員会	給食副食費を全額補助します。
給食費助成 (保育所)	子どもあゆみ 保健課	3歳児から5歳児の給食副食費を全額補助します。
通学補助金	教育委員会	遠距離通学に要する経費の一部又は全額を補助します。
体操服購入費助成	教育委員会	小学校・中学校の新入生を対象に、体操服購入費を上限小学校 6,000 円・中学校 8,000 円まで助成します。
中学卒業祝い金	教育委員会	町内に住所を有する第3子以降の中学校又は特別支援学校 中学部を卒業する生徒の保護者に支給します。
ベビー用品 購入費助成	子どもあゆみ 保健課	ベビー用品（ベビーベッド、チャイルドシート、ベビーカー）、各品目 1 台ずつ購入金額の 2 分の 1 を助成します。 各品目上限額 2 万円（ベビーベッドは 1 万円）
ベビー用品 レンタル事業	子どもあゆみ 保健課	無償でベビー用品の貸出を行います。（ベビーベッド：1 歳まで、チャイルドシート・ベビーカー：2 歳まで） ※レンタル事業は、貸出可能なベビー用品の在庫がなくなり次第終了となります。購入費助成かレンタル事業のどちらか一方の選択となります。
妊婦一般健康 診査時及び出産時 旅費助成	子どもあゆみ 保健課	妊婦健診受診者に対し、受診時・出産時の交通費及び宿泊費の一部を助成します。
児童手当	子どもあゆみ 保健課	国の施策に応じて、児童手当を支給します。
インフルエンザ 接種料助成	子どもあゆみ 保健課	妊婦及び生後6ヶ月～18歳のインフルエンザ接種者に対して、接種料の一部を助成します。
こども家庭センター における相談体制 の充実	子どもあゆみ 保健課	妊娠、出産、子育ての悩みについての相談窓口である、こども家庭センター「あすも」を中心に、生活に困窮する家庭の子どもを含め、全ての子どもが心身ともに健やかに育つよう相談体制の強化に努めます。
子どもの 居場所づくり	子どもあゆみ 保健課 教育委員会	子ども食堂等を行う団体の活動を支援し、子どもの居場所づくりを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
妊婦のための 支援給付 (旧出産・子育て 応援給付金)	子どもあゆみ 保健課	妊婦であることの認定後に5万円を支給します。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの人数×5万円を支給します。
子どもあゆみ 応援交付金	子どもあゆみ 保健課	国の「妊婦のための支援給付」に加え、海陽町に住所を有する児童に対して、1歳の誕生日に5万円を給付する町独自事業です。

第5章

量の見込みと提供体制

第5章 量の見込みと提供体制

1. 提供区域の設定

(1) 設定条件

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。その区域は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

(2) 設定方針

本町の教育・保育施設の状況と、国の基本指針で示された条件を勘案して、提供区域は本町全区域に設定します。

【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	全区域
	2号認定（3～5歳：保育）	全区域
	3号認定（0～2歳：保育）	全区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全区域
	地域子育て支援拠点事業	全区域
	一時預かり事業	全区域
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	全区域
	産後ケア事業（新規）	全区域
	養育支援訪問事業	全区域
	ファミリー・サポート・センター事業	全区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全区域
	延長保育事業	全区域
	病児・病後児保育事業	全区域
	放課後児童クラブ	全区域
	妊婦一般健康審査事業	全区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全区域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全区域
	妊婦等包括相談支援事業（新規）	全区域
	子育て世帯訪問支援事業（新規）	全区域
	児童育成支援拠点事業（新規）	全区域
親子関係形成支援事業（新規）	全区域	
乳児等通園支援事業（新規）	全区域	

2. 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業

こども園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状態にかかわらず、3歳から入園できます。

【1号認定】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	/	3	2	2	2	2
② 確保方策		15	15	15	15	15
② - ①		12	13	13	13	13

【2号認定】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	/	60	50	48	39	41
② 確保方策		75	75	75	75	75
② - ①		15	25	27	36	34

【確保方策の内容】

- 1号認定の3歳へのニーズに対応するため、令和7年4月に海陽幼稚園、海南保育所、海部西保育所の3施設を再編し、新たに「かいようこども園」を開設します。
- 令和8年度から新たに実施する乳児等通園支援事業等の各種事業を含め、柔軟に利用ニーズに対応していきます。

保育所

保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

【2号認定】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	87	42	35	33	27	28
② 確保方策		48	48	48	48	48
② - ①		6	13	15	21	20

【3号認定（0歳）】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	12	13	12	12	11	11
② 確保方策		11	11	11	11	11
② - ①		▲2	▲1	▲1	0	0

【3号認定（1歳）】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	35	19	20	20	19	18
② 確保方策		22	22	22	22	22
② - ①		3	2	2	3	4

【3号認定（2歳）】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	25	18	20	22	21	20
② 確保方策		29	29	29	29	29
② - ①		11	9	7	8	9

【確保方策の内容】

○「保育所」のニーズは十分に確保されています。今後も地域の実情にあわせた、教育・保育体制を整備していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業

子ども及び保護者が、地域の子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。

【利用者支援事業（こども家庭センター型）】

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の内容】

○令和6年開設のかいようこども家庭センター「あすも」にて、0歳から18歳までのすべての子どもと家庭に対して、個々の家庭に応じた継続的な相談や支援を行います。

地域子育て支援拠点事業

子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消を目指し、子育て相談や情報提供を行います。

【地域子育て支援拠点事業】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	1,436	1,002	1,047	1,047	1,002	957
② 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の内容】

- 地域子育て支援センター「あのね」にて、事業を実施しています。
- 関係機関と連携を図り、子育てに関する情報を収集し、提供を行います。
- 引き続き、各種イベントや講習を実施し、子育て家庭の参加促進を図ります。

一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定の保護者の一時的な就労等により、保育の必要な園児を降園時間後や、長期休業期間中に預かりを行います。

【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	2,644	445	297	297	297	297
② 確保方策		445	297	297	297	297
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○現在、海陽幼稚園で実施しています。施設再編にともない、令和7年4月開設のかいようこども園でも引き続き事業を実施していきます。

一時預かり事業（幼稚園型以外）

普段家庭で子どもを保育している保護者が、病気等で家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に保育所でお預かりする事業です。

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	62	30	28	27	24	24
② 確保方策		30	28	27	24	24
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○現在2か所の保育所で実施しています。施設再編に伴い、令和7年4月開設のかいようこども園、かいよう保育所でも実施し、町内全ての施設で実施していきます。

トワイライトステイ事業

仕事等によって夜間や休日に家庭における子どもの養育が困難となった際、児童養護施設等において一時的に子どもの預かりを行う事業です。

【トワイライトステイ事業】

単位:人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	0	1	1	1	1	1
② 確保方策		1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 「たちばな学苑」「宝田寮」「常楽園」「ファミリーホーム高橋」の4か所に委託して実施しています。
- 今後も引き続き実施し、ニーズに対応できるよう、広報・周知を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育てにおける不安や疑問の軽減と発達への支援を行います。

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）】

単位:人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	23	24	23	22	21	20
② 確保方策		24	23	22	21	20
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 今後も引き続き、保健師による訪問を実施し、発育、発達状況の確認のほか、子育てについての情報提供を行います。

産後ケア事業

出産後 1 年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポートを行います。

【産後ケア事業】

単位：人

	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
③ 見込み	5	5	5	5	5	5
④ 確保方策		5	5	5	5	5
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○現在、助産師等の訪問型を実施しています。令和 7 年度より、県内医療機関に委託し宿泊型、通所型を実施していきます。

○産後ケアを希望するすべての人が利用できるよう、産後ケアについての周知を広く行います。

養育支援訪問事業

養育支援の必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導助言等を行います。

【養育支援訪問事業】

単位：人

	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 見込み	6	5	5	5	5	4
② 確保方策		5	5	5	5	4
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○かいようこども家庭センター「あすも」、子どもあゆみ保健課及び各関連機関と連携し、特に支援が必要であると認められる対象者への支援体制を整えていきます。

○支援が必要な家庭に対しては継続して保健師が訪問し、指導及び助言を行います。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい保護者（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が地域の中で助け合いながら子育てをする事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	166	146	143	133	128	121
② 確保方策		146	143	133	128	121
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○1 か所で実施しています。

○引き続き、事業の周知を図り、会員増加に努めます。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった際、児童養護施設等において、子どもの預かりを行います。

【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	12	11	10	10	9	9
② 確保方策		11	10	10	9	9
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○「たちばな学苑」「宝田寮」「徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院」「常楽園」「ファミリーホーム高橋」の5か所に委託して行っています。

○今後も引き続き、ニーズに対応できるよう、広報・周知を図ります。

延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため通常保育を延長した保育を行います。

【延長保育事業】

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	7	12	12	12	12	12
② 確保方策		12	12	12	12	12
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○穴喰保育所で実施しています。延長時間は30分です。

○今後も引き続き実施し、ニーズの状況に応じ、保育所と調整しながら、実施施設の拡大も検討します。

病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かる事業です。

【病児・病後児保育事業】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	13	11	11	10	10	10
② 確保方策		11	11	10	10	10
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○令和5年10月よりかいはようファミリー・サポート・センターによる病児・病後児預かりサポート事業を実施しています。

○今後も引き続き実施し、ニーズに対応できるよう広報、周知を図ります。

放課後児童クラブ

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【確保方策の内容】

- 放課後児童クラブは現在実施していません。
- 現在、放課後子ども教室を全校区3か所で実施し、放課後の児童の安全・安心な場所づくりに取り組んでいます。また、子どもあゆみ保健課と教育委員会が連携を深め、学校の余裕教室を含めた放課後の利用等について学校側と協議を行い放課後子ども教室として積極的に活用を図るとともに、運営委員会において現場の状況や課題について定期的な情報共有を図ります。

妊婦一般健康審査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。

【妊婦一般健康診査事業】

単位：人回/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み	227	257	246	236	225	214
② 確保方策		257	246	236	225	214
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 今後も引き続き実施し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的として、母子ともに安心・安全な出産を目指します。

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行により、利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」として位置付けられています。

【妊婦等包括相談支援事業】

単位：回/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
③ 見込み		48	46	44	42	40
④ 確保方策		48	46	44	42	40
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○令和7年度4月より、かいようこども家庭センター「あすも」にて実施します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園送迎費、副食費又は行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【確保方策の内容】

- 当該事業は実施していません。
- 国の動向に応じ、助成の実施について検討していきます。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子育て安心プランによる保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を活用しながら保育所認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。新規参入事業者が、事業を円滑に運営していくことができるよう、情報の収集、助言、その他の支援を行う事業です。

【確保方策の内容】

- 当該事業は実施していません。
- ニーズの状況に応じて、設置の促進を図ります。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保方策の内容】

- 当該事業は実施していません。
- ニーズの状況に応じて、事業の実施について検討していきます。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に依じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保方策の内容】

- 当該事業は実施していません。
- ニーズの状況に応じて、事業の実施について検討していきます。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【確保方策の内容】

- 当該事業は実施していません。
- ニーズの状況に応じて、事業の実施について検討していきます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠のなかで、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。実施時期については、令和8年度からの本格実施を国から求められています。

【乳児等通園支援事業（0歳）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑤ 見込み	/	/	1	1	1	1
⑥ 確保方策			1	1	1	1
② - ①			0	0	0	0

【乳児等通園支援事業（1歳）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑦ 見込み	/	/	1	1	1	1
⑧ 確保方策			1	1	1	1
② - ①			0	0	0	0

【乳児等通園支援事業（2歳）】

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑨ 見込み	/	/	1	1	1	1
⑩ 確保方策			1	1	1	1
② - ①			0	0	0	0

【確保方策の内容】

○令和8年度からの実施に向け、国や県の方針や地域の保育需要等をふまえ実施できるよう、園との協議など実施体制の確保に取り組みます。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

子ども・子育て支援は市内の多くの部署が携わることから、子どもあゆみ保健課が中心となって各部署や関係機関との連絡体制を構築し、情報を共有するとともに、連携・協働しながら子ども・子育て支援施策の計画的かつ効率的な推進に努めます。

また、住民(保護者)、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海陽町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

子どもの健全な育成を目的として、地域で子育てをするという意識を共有するためには、住民の理解と参加が不可欠です。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、子ども・子育て支援や地域の連携について、子育て家庭をはじめ多くの住民に関心をもってもらえるよう本計画の周知に努め、あわせて計画に基づく個々の施策の実施状況についても情報提供を行います。本計画について理解促進を図ります。

3. PDCA サイクルによる推進・管理体制

子ども・子育て支援の推進のためには、本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、施策が子どもやその保護者の直面している問題や課題の解決に役立ったか、希望に叶うものであったかなど、子どもや保護者の視点に立った点検・評価を行うことが重要です。

本計画は、時代の変化に対応し、さらなる改善につなげるために、PDCAサイクルによる推進体制の確立に取り組みます。

卷末資料

海陽町子ども・子育て会議条例

平成25年9月18日

条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、海陽町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子どもあゆみ保健課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月26日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

海陽町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	関係機関等	備考
1	若井 孝司	海陽町民生児童委員協議会会長	
2	川内 享子	主任児童委員	
3	原 清二	海陽中学校長	
4	元木 千夏	海陽幼稚園長	
5	山口 美和	海南保育所長	
6	浦崎 千寿	海部西保育所長	
7	小山 由美	穴喰保育所長	
8	岸 智彦	二葉保育園長	
9	辻 芳昭	放課後こども教室	
10	岩本 優	地域子育て支援センターあのね	
11	安岡 実生	海陽町社会福祉協議会事務局長	
12	西山 麻美	保護者代表	
13	平岡 春香	保護者代表	
14	伊藤 千尋	保護者代表	

第3期
海陽町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行：海陽町

編集：海陽町

〒775-0395

徳島県海部郡海陽町奥浦字新町44番地

T E L : 0884-73-4313

F A X : 0884-73-3880
